本朝世事談綺

# 凡例

一凡和漢品物乃本源を記所の書数あらゝれ
三皇五帝天神地祇より紀せり
今斯書ハ大正慶長以来を幹とし
遠きハ永享文明の頃を條〻に上古の
品も弾加ふ事あるひハ始元の事ハ
いとゝその事物の同を新しく
一近代起所の品物ハ
且机上より隔て深き所の事物ハ
一色々比ものゝ
一凡引用書百有余部その條毎に

故八里譚雜徒巫

一門部の前後歴代の遠近或品物の美別
世の事の勝劣を考へ考るを勝よりも甚都鄙よりの
人々とも多きを以一よりの説
一元本邦近世の品物甚原水を求る
異邦の原始いとかい不等
一元甚國甚別より多くの多くの多くの品物
際限なく遠考遠加の事

東都神田崔下菴沾涼識

# 本朝世事談綺巻之一目録

信濃国埴科郡新田村

## ○衣服門

天鵝絨　唐織　金襴　木綿
沖縄深　羅紗深　甚三紅　紗深
羅深　毛織　毛織深
臘深　法深　憲法深　伊与深
麦丈夫子　菖蒲草　友禅深　小倉丈夫子
袖袂　紙衣　袖縁　大久保小紋　正平深
一端定尺　道服　羽織

上下
綿帽子
吉尓結
志田寺
綿黄
解

白衣
沢瀉帽子
酒皮
夜着

縹帽子
女郎花
鬼紙袋
蒲団
布子

○飲食門

茶
金壺流
利休流
慢頭

茶乃湯
石州流
紹鷗
袋棚

有楽流
遠州流
多波
九屋

大佛餅
茶饅頭
乾園餅
香物
豆腐紅葉
地黄煎
蒲鉾
源五郎鮒
道正解毒
来山小粒丸

紫世餅
鈌餅
蕎麦切
沢菴漬
紙屋豆腐
水飴
樺燒
塩
西大寺丹
外郎

花饅頭
餅屋
慣食
一休銚豆
豆腐田楽
焼塩
浅草川白酒
定斎薬

# 本朝世事談綺巻之一

菊岡沾凉述

## 衣服

○天鵝絨

正保慶安のころ京師にて織はじめしものなり織方は針織の織り方を倣しかるに一とせ後しるべ織るに減線を横に通し織出たる光り後刺のごとくのものなり上糸を切り織入る減線をもつてし表裏ともに切る糸多のものなりとなり光沢天鵝絨の異なる似るゆへなり

○金繻　唐織

常朋に織りしる金繻い京西陣野崎氏なり
唐織い西陣儀兵衛織ありし

○木綿

類聚国史に云桓武帝延暦年中に崑崙人三河国へ
ゝうけ来りしことのをしへ孫程と云ものゝ
さしむとして云るよりはじめて種子
衣笠内府
安房国まゝあるぬかゝの人のうへ海のたゆへ
文禄年中より又始まりへその製を倣ひ其具を備へ
今至室となる事いまゝ百五十年をすぎたるのびしハ
異国の蚕繭をきる事あるいぞ麻布の世界蒲乃
徳源を入てきるゝし史炉釈文云木綿江南多有之

○御所染

寛永のころ安房の門前和泉
さきもと文母官母下つるまぞる賜る比深京田舎ゝと
やゝて染不深ゝと云

○甚三紅

寛永のころ京長者所桔梗屋甚三郎とゝるもの
黄をゝ紅梅よりひきを色を深出て又中紅ゝと
世俗ゝ云ひ甚三郎ゝ貪欲神を祭りて富貴ゝる
ゝう甚神傳ゝ藁ゝ作り紙を冠衣服と
且富ゝを祈ゝりゝと云り
按是則福神ゝし金銀の宿るを祭りて
ゝらゝ錦繡をゝ赤を紙ゝと謂て

らぬ中し兎し四よ福神と称せ大黒天也
頭よりかぶる布の如くよりて我身をかくし
乃ち色黑きに因て成俗きいたるべし
物不の袋い財宝を蔵に。拙い業の具さしくも
もちもとなるすりれ職人農人のまい則打出の
小槌し少出の米穀ハ命を合よりるの元なり
かまもとをふんまえ[illegible]
此大黒ハ財ていい神釈いろいろの流あり[illegible]
神とする国々あり[illegible]

○ 紙深

宝永のころ中村ハ深という芝居者ハ紙深を
きこうむしくれ色にして大絞[illegible]



○ 暹羅深

暹羅ハ国の名にて日本より九三千四百里と云ハ西より
ゆくる深ハを擬して日本ハ暹羅ハ云
中華より陸路を庵華布と云
も文采高く和深い高くし又和深を庵へ
陸ハ文采高く和深を庵へ
かつるし甚所の水よりる和
度ぐる絵
ゆくる絵
三人とも絵

擔葛刺
莫臥爾
聖多默

日本より
水の名 九三千三百里
水の名 九三千八百里
水の名 九三千八百里

○ 伊豫深

伊豫の大守清好ハ深を
けるあて深るハ迫るハ深を著

○大久保小級

大久保家の家臣なるよし聞て深させられし事なり

○勝深

寛文のころ京祇園小路の辻子鉄屋新兵衛と云もの
ひろめて深る碁の富の札を拾ひ得て碁の弁
ふ人る拾ひ初碁の用色古人千金とかとの
もとめ対局すれば深を上まわり深出る世る碁賞
して大なる利を得深く富貴に暮天のか後よりも
笹の面寺に拾別出る落郡よあり国に汲小角服剣ハ
像一尺ほの辯才天なり毎年正月七日富御ハ出
一の富二月三日より二の富御ハあり

○憲法深

明暦のころ京西洞院四条吉岡憲房とよるもの
ちらめて深る吉岡深るえびえ人剣術を深る吉岡
の一流をきいあ門弟あるあり房の子法よあ
らあ実名を法名と法名とは

○小左衛門

貞享元禄のころ小左衛門と云かぶきものの江戸
あそびのこぶあをまうり江戸中よびそあがのこと
又京大坂ありて江戸のこと云

○古史麻子

貞享のころ京西洞院四条麻屋吉兵衛と云もの娘て
深るゆびのこのぶくに紙屋深るものなり

今はこれをもて蘇和なるいとのことなり又繒蘇とよい
古来よりの物し法文ニ繒繫レ繪深篇ニ文ヲ

○友泉深

友泉は絵師なりしが出ずを繪して深らるなり
也蘇法はくもりなるもの有ること紙墨所より任ス

○正平深

肥後國八代古城の砦の絵深る天平草とあり
甲冑の威かたよりも勇ましき版の味ひて動の
像八幡の二字あるふ、梵字ふあり天平十二年八月と
紀せり太神佛の形ある中へ土人鬼畜を祭る征西
將軍懷良親王八代高田よりおせし時小板を彫
しめ高貴を祈免絵ありしより御免草と

八重代版南朝の正平六年六月一日とある是ハ
正平草とよぶ云ふ正平深のはじめなり

○菖蒲草

城列八幡ふの棟大谷より深るし神功皇后ニ韓を
征し給ふ時祖の廟一て草を深る故ニ
高舞勝武とよぶ後義家東征の時
る舞繪武を大谷より出る又秀吉公朝鮮征伐の
時宮清ふ御義利行るまるる舞繪武
を敷さとよ云又菖蒲と書い仲基の節よりを
深るを菖蒲と云勝武と通ず

○紙衣

元い律僧忠を著し女の紙書にて

なんぐらし乳を洗ひくの脇したい寸部二月堂衆僧の
僧徒おのく元を寒ぶ洗を丸しを潔白し白紙子よ

○一用紙衣

大坂一用らよもの寒しを繋ぎはうくを張よ
さらよ切て又茶を煮。左くを煮。地獄の代をすこ云り

○一端定尺

寛文又茶よ綿布一端の長さ二丈六尺よ定させ云
面目の衣後は定尺すそいみぐら

○袖袂

袖袂はもの肌まそんかる袖袂かくの如
延宝天和のころまでいふり袖も長八寸を大ふり袖と
一小寸はもあんぐ八寸袖をくらしし



今世二尺をみ一くらしし八寸袖しまそい定尺は
ちくあ寸あらし又そ袖そそ袖のちくらなし
今又角袖ちくそのはくくよかりてそのさ面おし袖袋
りくれまそいさそられてみくう今みもし上方の女乃
常世面く男常ひりし。裏してさ毛常ひ
天和のころ洗ぐら笠元禄のころぬり笠郡鄙先
さ面ちくし江戸すそ寛文延宝のころいまそべての女あく
笠をさそら古き江戸絵さまくそ長寸高面女乃
あみくさくくくくく乳あ面ちくふくくそのはくよそれ
はは袖よあ。ちくしし

○袖縁　袖口

細川三斎のはあ面くしくし始末のたそよあくに

その頃は唐紅裏を用ゆ神官（紅色）を用ゆ別の
色に愛倫をなすなり自然の風情となりて今世用ゆ

○道服　襦　又羽織

道服襦おほし左近の大臣至極の褻よりこれを着と
烏帽子を被る国々烏帽子道服と云民俗衣服の
人より短衣を着に延服と云官家の道服と云
ものあり庶人の礼服又襦は馬上に見し
漢の襦は袖細し信長は袖細し神と云事ひなり
襦は袖なし今陣襦と云事ひなり今庶人の羽織
と称するもの又おほうち衣のよう色を着よ色の羽織
なりしよりて羽織の文字あり又法師の着る直裰
編裰も官家の道服より出るものし

○上下

庶苑相国義満公の時四野合戦正月元日に都る
事なり屋中賀会出る素襖の神と裳を着して
ものの位より吉例と成る細川頼之の所なるし又伝
信長公の時杉永洋正月元日をもつぱらと云り

○白衣

世俗礼服を着さで乳を云し礼服を繋ぎ事
袞龍より下御太文士ものるまて五色采章
を以高下の位をつる白衣の神位白布なり礼服を
脱去ずいらるる白衣なり

○漂帽子

天台大師隋煬帝の家に来て流法あらし名風を

凌しめんと清衣の袖をうちてはらひ給ひしを其のまゝに被ひたりし事本邦の桓武帝の清衣の袖を掩教大師よりはつたへし事あり是花のはしの始へよ

○綿帽子

官女の老たる人童風を清んとあ嬶よ袖を被る頭巾を被ひたる事也又烏帽子のまぐくかぶる事に成ぬ最京雅世の富士の記にも

雅世は永享のころの人なり

雲もそれ雪をいくくかの根もそれ老せぬ袖はうる

○沢瀉帽子

元禄の始より萩野沢瀉と云かぶりを被そめうつたるよりの事也

ちとうばくしの花云



○女前掛

明暦頃迄のこと京祇園清水辺の茶屋女茶屋のあるゝ時い帯のとゝけるをむすびて前なく帯をそのまゝ前へ出るまゝ

○茶酒の給仕を云

ゝ茶酒の給仕を云ふ二人ゝ二人ゝ有て京の俗婦ゝ有ひい茶屋娘ゝ茶屋娘ゝ

京の所女又田舎よりして世間一統よりはをなしなる所義なり今は陽ぶが有ひい武家乃奥方ゝ

○吉祥

近室のこと上村吉祥と云ぶこの若むすびあり今は女子なるはしはをよりしたこの男

のあるべしよしを物をかくるとひとのりし

○ 猫皮

ひとしい皮袋を猫皮仮る女い時よりもとの紙帯を用ひて紫とを袋として下しくの女い浮ぐさくしたの第ひい寛文延宝のころまでは侍名扱云今ノ野人以庫皮一扁半新

○ 羅紙袋

近世の製なり寛永のころまでは紙を九散の薬あるひい耳頭石帯の物を細む今のごとく儀いの紙の袋に今云羅紙もむ

ひい懐紙とのひしし連歌の懐紙も今云る紙をとしくみて懐紙のあり

○ 真田打

天正のころ三面阿波守大小の柄を本陣の打糸にて巻て武人ふ人の浪人の死を著て真田打と云

○ 夜着

慶長元和のころ者よりもとむひい小袖巻とて常の衣服の上に大なるを下に巻てその人よ蒲団をかけてとりもあるをあしく連歌吹きもせの都よりやうへ人あるて第一洲浦傘のころいもたやあるとと古法をありて貞徳を人る歌を名をもたせる

○蒲団　布子

或人云、蒲団ハ蒲にて作らるる物なれ共、今云ふ布子の
やうに衾とするものと云り。故あるかな。蒲の穂の
ふくらかなる柔和の感あり。布の衣服よりハ蒲の穂の
入てきらるゝよりて布子の名あり。蒲団まさしく蒲の穂を団
て入るよりて蒲団の名あり。古人も素人ハ蒲の穂を団
ふとも甚衾なりと云ハ。古人の面白きみゝ一いとし

○綿貫　解

古むかしハ人の身に着する衣服なく、綿を貫て給と
しるされたりして解今云ふ衣服と云ふ。
甚無礼賊の称なるべしとかやとそ



○飲食

○茶

日本紀に云、弘仁六年、卒二代淳和帝、近江国滋賀郡に行幸あ
つて時、崇福寺の大僧都永忠、茶を煎て奉る。
なるあり。此時代、唐茶也。日本ハ茶ハ植さるなり
八十三代土御門院の建仁寺の開祖千光国師、宋国に入り
茶の種を蒔く。此地ハ栂尾ハ栂尾を茶とし
云て今も栂尾の茶とする。宋人の侍ハ
幸に得て梅山の信嘗に日本の茶と云ひ
梅山ハ梅と梅字を梅山ハ梅と梅字を

和国硫磺薬室大和の室生修験の服部修験の河上
遠河の清光武蔵河越の梅尾宗治よりなりひて上品と
あり元亀元年より薬種を始て今
享保の頃迄五百有余年し東雅薬上の僧正
茶一盞を実雅云へ茶の徳記せり出典
事あり

○茶乃湯

茶礼乃式い東山義政公より南方紹鷗の珠光
侘礼の事を沢庵和尚の側の能阿法相国法師
三品茶の射宗信ひ道ふ志野
氏寸も刀を帯て猿を伴て信を倍うを
なるい流の和なり武野紹鷗より方寸初宗
利休宗易迄安有宗三有宗二有楽織部遠州宗和宗旦
淡路掃部宗拙宗佐ゆるも和尚なり
茶礼い禅教道の弾を撫し質素閑寂を学
たるものしよりて宗匠たるを和尚とふなり

有楽流　織田源之郎信長の弟なり雑賀
乃浦東の信長の孫信定の子信定のふし今茶乃家元
定長の孫なり江都栗谷炉体なり　現在

金森流　出雲国の流より宗和と称す

石州流　石州石見国流宗関と云宗和の弟子

遠州流　小堀政一雅賞して宗甫と称す

源乃御師花なり宗薫い古田織部正室堺の者なり

利休流

今千利休ハ新列堺の人にして父ハ千河源と云る士の流なり春屋を師として千の一字を名乗し中興茶道の祖なり

千利休 始与四郎ト云 拋筌斎 宗易

紫野大徳寺ノ山門ノ上ニ像アリ

道安 眠翁

紹安

宗旦 元叔

宗拙 閑翁

今日庵 咄斎 伯元

宗佐 堪笑軒

利休云茶の四等 能和ニ 能敬ニ 能清 能寂

袋捌

茶人紹鷗始て作る 武野大黒庵紹鷗一閑と云

名をも大黒屋と云なり袋捌ハ拙なる袋なり

○金絲烟

慶長十年よりはじめて南蠻より煙草つくりて長崎
にて商ふ陽よりもたらす海の外にて南蠻と
紅毛とたがひたるよし又吉雄藤左衛門
よくこれを清取仕りて今にいたるまで
中興よい烟酒と云大乳草を煮して表裏に徹せ
酒を吞ぶるごとくしてのちに其初めつかた
一よい飢時をたべしめ二よい飽食をたべしめ
三よい酔時をたべしめ酒後よりをたべしめ疾
をぞこしなるを四よ驚乳を驚
浪水尾流市製
ものあるかゆゑとなみよりこの名ありとぞ



○法隆寺鑓頭

京建仁寺住二世龍山禪師宋より入て中興の祖和
清の赤壁林淨因と云者龍山の弟子元帰宗
至心元年より龍山寺地へ移る林淨因住ひて唐より
帰り京師一氏を始めて饅頭を製
出京建仁寺の中興開祖なる禪師宋より入
の弟子

法隆寺の僧某元の時分禪
乞なら法倫の弟子時に某元
乃継し又林氏と云ハ林淨因の裔なれとも

○干菓子

菓子ハ今云水菓子の事にしてこれ菓子の名なし
昔ハ今河梅と云菓子なり桃梅梅

ホをもひろう俗云千菓子い菓子より出る所の白雪糕
まことにつき製し中古ある事し梅ぢん屋い梅の
を源とこれなり嫩く製品の千菓子を製造せり
堂上の御菓子ハ一條の虎屋迫江二口屋能登屋
御用の菓子い銀所大久保ら製造

○九屋　求肥

寛永の頃　上使雲の大宰京都へ求肥銘を云れ
一所あるくさひ菓子を穿させ一ようのこと
いまぶ江戸へ求肥を製造せり然るに京都
おのく求肥銘を丹精をつくるに中橋清雲
とうの者八求肥ハ技術方
四番目を拾ひ今神田飯倉町九屋様屋敷甚繁

なり是江戸へ求肥を造るはじめ求肥御
○大佛餅

根元ハ京都にて製造し今八堂上方へ
さる至て其味格別し又古廣寺大佛殿の
これ又好味なり江戸浅草ハ
大佛餅の名目を迎世
名餅ハ餅の彩ひ多く
既せり又ハ餅ハむ
なりと今ハ
ぐく晴なる
堂上方ハ

牡丹餅

牡丹の
又萩の花の餅
牡丹餅と
堂上方ハ今ハ

足利義氏の俳へ鶴岡社参の席よりとりたてし一歌よりしるしるべ二歌より海老三歌より心俳めて
やまぬ心つもりぬ年よりくらし今も所田舎にて屋
の妻子をば心俳にて容顔いむしの姿風なり
うるべし古実い田舎にて無事の世よりしるべ
き事なり

○幾世俳

根元い志摩国鳥羽の浦に家い鉄炮町にて住せしき
俳を商ふ紫の妹よりしん云あり大の世の丈い蔵潭の
某ゆえ大の姓なり楽と云ふ永一元禄十七年にあつめて
廓をいまよりは其俳甚味深して学ふ今あるにこの
名あるいこれより濫ものし何実より幾世俳と名付らるや

○花慢俳

教訓回向院の寺に住僧ありて家屋敷
ふるものの享保十年の秋のころ

○兼慢俳

根元い浅草金龍山寺大きの樹鶴屋し慶安のころ
しるべの安よりおくれ云あり[illegible]
ゆえ寺を勧とて才智しひ出げ
根元い中しの鶴屋みつん第まんちいおなりうり
元遠俳うみし牧童し遠俳い近室の頃の京ふた
今みげ京の第んちを絵

○缺俳

正月の俳を徳と云い其状の如るもん称後俳と

鄭〻祝〻を後年きこえ具足より後へる後條に軒
数の詞をいみ〻敷を入れ鈍甲へる元を鈍條〻
今〻所條を古へてかつ條〻云

○ 餅屋

江戸名所條屋とのひて賣條の根えハ芝三田町鶴屋
しらべものでもぬなりん

○ 飛圓餅

正徳元年より夏甲別八日市場の不動尊同寺境より
所條あり時去國條の東海松屋とうよ
堂西はづれてあり名所圖會と云ふ
の人のふいたぐるふるとて所の長ども考しりうまう
そのうち就後國るとて称を壯士うつくしのもの

つぶまぎるを以て就後尾張の餅屋より比してうまい
とも但し就後のかたちよりしてうまい
東ちかまりやり清瀧條ほ作りうみてうまい
減り泥の原を蓋をとくあまりまとと越より入る
舟をひとるぶ〻〻つぶの底のりようあるもの
かどうひるまりよりて大平經の名るし

○ 蕎麦切

中古三百年以前の書ものくの合物を詳より記せる
いもそ如の事ひとまとて西國記るし
られを遠より〻河漏と云ふ日本のそぐ如のもの
河原のそ如の蜜より法國〻及ぐし

○慳貪

江戸瀬戸物所　信濃所　そのほかにてこしらへ所　市川所　江戸所　大和所　大和所　摂津所　摂津所　摂津

て紅葉を打ち買粉と紅葉と音便おもき中へし
ゝ愚なる狂歌のうちなし

○祇園豆腐

京祇園樓門の前東西の茶店を二軒茶屋と云
京水茶屋始しは茶屋むすめの繁いゝ所にて切り
串にさしぬき女樓味噌の稼けを付て賣敷形
をそのまゝ魚ぜ今の繁い異なることゝ思ひ出
偽ひて江戸大坂にはびこりあり

○豆腐田楽

田楽法師が曲の形より仕初ると世に云
世人さうの細工は樹より行ふ三度ずつ
けり黄を足りしてお足をのせあり

して樹のうへを撫り樹の先を刺ふ曲あり
ひくへよ樹より所をつぬけるぶ
つぬきしるしるひ
乃沖繁ふ人ひし曲あり

○地黄煎

故堂上して醫者より令して地黄を煎
其法穀世才未彩より地黄の汁を合せ煎て
用ひ腸胃を潤し血を益その良糖なり今の
地黄の汁を用ひぞのゝ
茶ふて出る製ゝ江戸なていと京嬬者
初紀春日の法家正月糖を煎り堂上方又い世下へ送

中を清穢と云ふ汐ゝ小水なり

○燒鹽

天文年中海上勝間郡枝村藤郎と云もの名列藤特よ
行基記別雜賀浦を土壷に入て燒うへ法列出
を壷焼屋と云と第三年甲午 加院御新
ようかはかくも天下一の名を時の奉行石河氏の命
して賜る又延宝七年鹿島司殿下より折紙状を
ふ以ふ名を藏と号猿丸太夫の末裔と云伝ふ

○蒲鉾

蒲鉾を蒸て細き竹に塗をやくそのかくら
蒲の穂に似るまゝ名付鎌倉人行脚と云て近世
小板に貼ぜとのべとむしの名を付なり

○樺燒

鰹を厚く加減紅黒の色なるこゝろをよしとす甚色
その狀ゝるゝ樺皮に似るを名付

○淺草川白魚

寛永の末白魚の流をまゝ絶られしし

○源又郎鮒

近江の産なりし鮒湖北尾上海津と云所あり又源又郎
その赤の長を源又郎と云しよりてひろめ又源又郎
と云漁人多く漁ひこゝ我儘の價と称し除又郎と
世年号記あり又云元禄裏頃鮒なり初鮒二月の
末のそり三月八日八日より四月基より入こゝろ
多くなるし常の鮒と異なりこのこゝろより源

又為之人のかなよひあやまり

○注

ひしゝ建割とゝのし鮭後を上品とし鱒八西国より関東より鮭なし小国より奥州より今ハ蔵物しらよ

東鑑云文治六年十月十二日遠江国菊川の宿より鮭の建割を折櫃に居

作る京二郎盛綱小力を以て副鮭の建割を折櫃に居

る息小童を以て宿より進ぜよ云々

削合せ味噌ぶる鱒切なりとゝきこし

めさるべきゝ

ゝ自然しひれ鮭を海

時代いかゝ事めしそあらん

○道正の解毒

所に隆盛して云人利益多し我朝永平寺
の開祖道元和尚の宋に入の時御供して
寄られ給ひ道元中毒の病に苦しみ
給ひ道元中毒の病に苦しみ給ひ
一人の老翁有りていはく我は是日本稲荷の神なり
なり汝を治すべし汝我が言に従ふべし
あらば汝を病を除く癒ぬ時老翁乃正よりむかひ
爾時道元の御ことばに今日より不の一九
乃薬方を授りて帰朝し子孫に伝へて
疫毒を防ぐべし汝我が是日本稲荷の神なり
ひ給へりと今の解毒丸也



乃元和尚の毒に
伝へ稲荷の中に
と神徳尾ぶ
稲荷を勧請し今
杉樹を植
とも世俗
道元の
稲荷の神の
世事談 一
○西大寺
豊心丹
院中月々
佛祖統記云

い律師道寛こそ
より補心丹の方をこそ
その傳方傳授のよせ
紀伊河内あぬを作せしはこそ
をこひしよそ人丹の方を
秘方とおもてそ
はてきあひ切嘆の
しこ百人をそへてあ
○定斎薬
大明の沈惟敬とこの
こそ方薬の方を
薬種屋定斎とこの
精系を作ってこの
仙優をなこむ
ひをけら
明く定斎
今京薬
○蕃山小粒丸
蕃山先生
○外郎
應安のはじめ大元の老医
いつもの祖京国情多の
大明のこの七人宗
本朝
義満公その

中略ありて文殊菩薩ハ人文殊菩薩ハ人文殊菩薩ハ人

葛　蔭草　万年草　時計草
鹹草

○器用門

琴　三線　尺八
笙の黄　印籠　勝
風呂敷　蔦　瀬戸物
藤四郎焼　渡茶盆　井戸茶盆
釜　萩焼　乾山焼
奈良風呂　葦屋釜　阿弥陀堂釜
植田炮烙　隠元薬鑵



鞍　鐙　馬槽　鐵炮
大筒　鐙　鐵
割符　合羽　常鎗
万年葛籠　紅紙　狹筥　桐油
蝋燭　燭　仰不孝燭　傘
紙捻　元結　摺　揚枝
白粉　盤　常香盤　水引
南方縫　方庖丁　炮烙
出歯庖丁　千石篩　大八車　笊　物
雪駄　猪牙舟
竹輿

江戸辻駕　唐弓　加留多

# 本朝世事談綺巻之二

菊岡沾凉述

## 生植

○西瓜

寛永年中、琉球より薩摩へ渡る。慶安の頃、長崎に多し。僧義堂が宮花集に、和西瓜、清あり、西瓜今見生東海剖破含玉露濃ナルヲ、義堂は寛永のころの人なり。義堂年中、藤堂高虎の異編菱蓋集、長崎にて種を求め、別津に至て大守にたゝく、則其邸の第宅に種をむるなり

出来るは種類甚多し
又年代を経たる寛文延宝の頃より大略つゝ
京江戸に廣まりて今はゝんなり

○南瓜

元和年中より渡る京都より延宝天和の頃より種
をこゝもるし又南京南瓜あり
ゝ

○蜀黍

中世中華よりとる黍の如し関東にてこきび
とゝ称ずるは唐黍の渡るを
字を加へて唐黍

○玉蜀黍

天竺の産物なり関東にて唐もろこしと

○番椒

秀吉朝鮮征の時はじめて来りしと云又慶長十年
たゞこゝにあり南蛮胡椒
と云中華にて番椒と云番は蛮の字にて
も大唐の産よりはじめて来ると云因て本綱に未載

○蕓豆

陽元禄中大唐より持来る本綱に二月下種蔓
生延纏于籬垣とあり
なりてもぶるし能もよろ
し

○芋

○諸

元禄の末琉球より薩摩へ渡る焼土よりよく寒
土よく植ずして生ず本綱に云南方の海人多寿なるい

五穀を合せ少なくあるは其諸を合せる夢
と切株より根生て活き土人朝夕飯より充あるひは蒸て干
粉にして餅にし民食を助け飢を救ふ甚利大
なり肥前筑後辺多植る栗民へ味美なり

○榾　接

寛永のころ薩州より渡る実林檎のごとく
南蛮人渡種をふさ
ものを煮
よろづよろづ疫癘を治す

○臘梅　又南京梅とも

正保年中中国より渡る十二月ちらさる黄の梅

臘梅　白ひらんの
葉に似て広く厚く
高さ四五尺を過ぬ
枝葉より刺のごとく
多く生ず葉薄

○榾桐　ひきろうとも

延宝年中薩州屋久島より来る甚高
大なる根を茎より包まれて
枝を移す

榾桐　一名唐桐
葉の大さ五六寸にして鋸
花紅色真樹の花に
似て夏秋咲

○秋海棠

寛永年中中花より長崎へ渡る草本花詩話

秋海棠 嬌冶柔軟其同美人捲粧此品喜陰 一名見日色則瘁九月牧技上ノ黒子ヲ下略

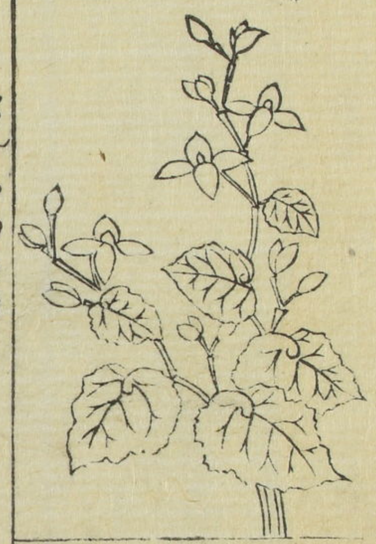

秋海棠 一名斷腸花 花一の葉左まんれい第二の葉右まんかるく左大 天和元年六月中日あつき色黄ば

○千日紅

天和年中中花より長崎へ渡る夏花開深紅の色堂い清潔なり寒雪を冒て開く

千日紅 花葉ともあつて花開揚揚 加ふる冬も美く凋しなかる花なり

○東蒲塞牽牛花

寛永年中東蒲塞より長崎へ渡る葉い鶏豆に似て七八月紅の色開く根甚年柘の実ちて樹

○朝顔 牽牛花

貞享年中に渡る八月より白き花開く朝顔に似

葉い茄の葉 一名曼陀羅花と云 けるまいそる

○鐵線花

寛文年中中国より来る紫白の二種あり
四月花咲く又深白花あり蔓草し

鐵線
葉い菊に似て大なる葉なり
四月蔓を延ばし根生し朱春分に植る

○佛桑花

寛文年中より琉球より来る中略して又支線の
ごとくなり花は月よりひらき十月よりいたる

○著蓐草

天正年中唐国より来る然共生ず帝京の堂塔に
植るなり療疾を治し新傷
血腫にもよろし又血中に塞をとりて
稠の下に置し蛮乱を避く書医の中に例に蛮
生ずるとし傷寒を治し毒虫を避くるなり著蓐
草と名の伝よりたとえい章の絵なり

著蓐草
春苗を生ず蓐に似
り長き白色
外に黒く帝京に
花なし

○美人蕉　一名紅蕉

天和年中琉球より渡る日のよう美しく色葉紫門関東へ渡る花紅黄葉に似たり茎は芋に似たり湿地を忌陽地を好

本草云花色正紅如榴花日折一兩葉下略

○緒手巻

三月より花軸白き莢を出し紫色と二種あり花は形鼈甲に似たり葉は茄子葡萄の葉に似たり高さ三尺未開花より八月

延宝のころ大和の俗潤朱して乗なりしが頃年あらしの頃和しあるひは三月五月の日淪〻雨ふる和しあるひは美乃中より入て出を合を甚味法并して美なり本草に有二邪蒿者一云三四月生苗下略見松蒙の条

○松蒙

高さ五寸許なるもの枝を連ふ葉は松に似たり又松蒙の条

○落花生

元禄のころ〻なるる典籍便覧に云蒙の莫文蒙扁豆に似て花軸地に落て一草

を洗の大さ桃のごとく深秋名味甚美し人甚賞ス

○胡兒子

日光山にあり又比睿筑波ともいふ其のるに八九月ごろ花開く
子の小豆ほどにして赤色なり葉つくしてとよの葉のごとし
秋日光山の渡船場に渡る人多く吸物にする由
後水尾院御表
はるかに称美ありしなり其のころ花のごとくにはなめく

花

白くちいさく
ひとつのもとに
花多くひらく

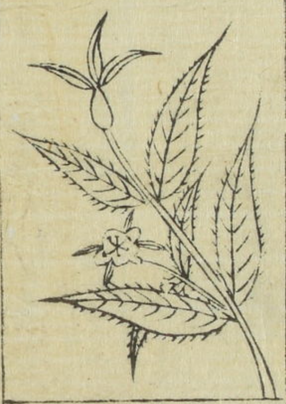

實

○箱根草

相州箱根にあり茎の節六七寸にして細き茎
葉は銀杏に似てちいさく根茎のかたち
虎漢に血をそそぐに一茎紅毛人これを買て
良草あるものを称し遠て揉て甚称美
さこ称美

葉ノカタチ

いぶかし

○伊波奈之

江州三井寺の中にあり二月より花開く虎耳草
花に似たり花なり二月より多く咲
大さ大豆の如く一茎の多くつきて其の色青し

中に黒色なし皮を去て食時酸甘し

○萬蘭草　又張良草

日光玉鬘ともの頂よりある大草にして高一丈余いたり茎生の始りて二丈ほどあり茎葉ともに苔あるがごとし茎五六寸周り葉六七尺四五花芯黄のもの多つゝ黄色なり古根紅大なる根いかし

萬蘭草
葉よりも紅うして
花平
実は菊のごとく
してあらるれども

○加羊草

高野山大師の御廟にあり一名一度日あるごとに一度日あるごとに揺

云伝はる草を水に浸めて他国の人の面を洗ふに忽命

なるい草水中に活て生るごとし　亡なるい枯葉そのごとし

加羊草
岩に生ずる苔の類なり
狀松の葉のごとくなるものし

○時計草

享保の始ごろ新に来る花弁の内あり外に紅紫白紫色あり三重よりなる蘂多く糸を連るごとし一日の中色変じ花開落し

○鹹草　今日種をまくべし　八月に生ず
八丈島にあり　日本の芋大根のごとくなり　葉い京胡ろのごとくなり　二葉
食すべし　疱瘡をのがるる　能　葉と共に
に合る　不得八丈島　世ようこと　女房　なりと云　本草綱目
云　枝葉の葉ようなる　女房あり
鹹草を　とあり
又八丈島　の属
小豆五代記ようなり

時計草　時計草　葉とみたるようなる　葉の葉
みてうるようなる　花のようなる
して　花　根を生ず

莖ハ
微紅ナリ
小オキハ
紅ナラズ

# 器用

○琴

旧事記ようこと　天詔琴　大己貴命　拔給ひしこと　琴ハ
河海抄ようこと　又弓六張をなべていう　なるべし
とあり　秋ようこと　是い天細女命　天香山たく　蔓葛を
しめ　故事し　今　十二絃い　箏　と云　宇美事の
時　箏紫　彦　色　と云　人　帰　曲　庭
ら　事　これ　箏　琴　と云　或　十二絃い
二十五絃　とり　琴　十二の調　をあるり
初の一絃　のこ　で　弾　琴　と云
寛文の頃　箏　後周　善通寺　僧　法水　ようこと

年を経んと欲し御を潜り潜よ年武よりてより上永
検校城法師（上永後ニ八橋ト改）八橋検校を法師と称して
三線をよくし合せ合せ合せ箏楽と称せしに八橋八
貧乏のところ京にて年ス二十時七十余年を経あり

○三線

永禄年中琉球より渡るその時に蛇皮を張る
或人京別堺の育人中嶋とものよとせしに
こ渡虎沢と云育人年を破りてその御を乞ふ嶋
慶長の頃沢検と云育人琵琶のえんなりしが
三線をよく弾し小弟にのるそのころ浄瑠璃節
外にうまくふるとよ載ふ年よい沢検はしめなり
ゆ渡ふ吸よ加賀都秀の者人御を潜りうに都よ

でうて加賀都秀の者人御を潜りうに都よ
しるのれうの者時八橋流都ノ流と称するいけ
ば検校の御なり是を三線と号い三の線ある由へ
なり三の字さと云ひ開口の言よそこ称ゞるをこ
とつくし目録ことくこ燈ん三ことこ浄節い
あこ雪なしの都ひしたるをこのこと何者の書
そあしるを味のこを加へて世間一統よ三味線と書
又も称ゞるのんを遊楽むを用ひ元来ん人ゆゑ
なり所段ゆのこい二ゆ
んとこのよ書ものし者時はこのこひの糸のこ
紫苑苦膝蘭幾なし雅度ハむしの伝
をこのびて今ん人なりめはとつしひ

○尺八

はくのやうなるしへとも牡丹の皆もあるし竹を
筒ばかりの後破砕帝の宮子中務懐良親王なり
言鄙拾遺に云 はくのやうなるものにもゆをせるさま
時尺八をあし一天皇の歌を彫させ給ふ言鄙の作
音をふうせるのよりなれぬるうるおぼれ水のうるおを
あぐるぬ上もめぐるよりも奥ぜさ楽器
管絃紀に云 馬融 狀に長笛空洞無底刻其上五
穴一穴出其背 法大概節を一つあて一尺八分の切
ゆへよりて帝分下七寸上三寸八分しきり竹の老細の
よりて細ならぶゆよりて定あるして定まるべき音色八笙簧
八黄鐘調しに在りて。指づひ三十二品あり

軍策の法じ。帝口の笛 笛ふるかじ。宗佐ふ
始祖ふる宗佐ふる宗佐ふる 是ふる家伝ふる
彫尾ふる安田姫長ふる大歌家勲ふる中奥御ふ
羅ふる文集に云頃年有大森宗空者善吹尺八
是都宜作 指田一音 作。宜作作。指田作。名 熟カ 宗勲
作。宜作作。指田作。名 宗佐ふ

○笙 黄

指陽舞伝に云 指別 陽上那 指長指 宜と
楽人ふる伝く黄 作る 作る
半神ぬし他の

○印 竜

印竜ふる元来印邪 印内を入れ 今 を

入薬を煮しぼりて茶碗の一杯なるものし蓋を中うして合せ用の入るあやこにしるし今第よ薬湯蓋としらみいこの平茶湯のうえ

紙を半し今い薬湯碗茶そうへて用

○ 勝

中暑いひしの燈籠の造風なうち手籠を

古事記云日本武尊征の時お稲ほうの

所を道そるをひき草をうして焼

けるの時其姨倭比賣命うつ嚢ふ嚢りの火手あり

ひ火をひ火を嚢を嚢を退けおふとうり無に

おお嚢を加よ有るいうもはまる大平記云

書紀云無よ入く出仕いるよりも燈籠

よ入て持ら物を十文字にして陽炎へ

くるとし又上古の大手籠い大名といつて

布あるひなあ皮ふて結ひしーと結ひ

今の中暑ハ七宝をつぶ段付王象牙を筆

をひしひを筆まと賢人ひとの橋とひも

付王い唐土の天子し象牙を筆をひとして

さのこ橋といつの本なれ西平人の初

竟勝よ比ていい徒もうる尽

風清とそのうんものの絵をけも 時代とう

○ 風呂 敷

元い風呂の場所の敷ていまるひ三ものし今和と色

ものあいひのをかうるひし

○ 管 簾

京都にて初めて製する所の簾は正徳の頃より始まる其後小笠原家の乞に応じ沖先にて製作し来る

○ 沖 戸 物

和漢三才圖會に云尾州沖ノ戸より陶器を製して沖ノ戸物と名づく

○ 藤四郎燒

瓜畑流の朝より加茂の師匠と為て陶人あり小き坪作れり是茶入に成り世に業未熟なれば口成りなる捌く燒るに口元て足をロ元なりて足を口元なりと云し而後建盞年中永平寺の僧道元和尚に入宋し陶器の稽古を学ぶ瑞の後作る

不の地に貴て重し世に其名を聞て後四方に云

後別製して春慶と号

○ 渡 茶 盆

三河国に建盞の名ある舞の上品にして堅く細き紋三河唐より来る是茶盆の名なり始し製作朝鮮成稜道の地の名し大概高臺の裏に茶海に禪及の形し渡唐屋金海清右衛門判司繪る舞棘胡毛刷毛月雲鶴等此外数品あり

○ 井 戸 茶 盆

上品の茶し朝鮮征伐の時井戸藤四郎秀吉に献ず何某不和なれば井戸に賜ふ井戸脇是より亜て大概細なる裂文あり一決なり

○楽焼

文祿の頃朝鮮四郎と云者これを焼ひ茶碗より二品
ありしとあるる墓よりの楽のみをを拙し秀吉公聚
楽の城よりあるし時千利休朝鮮の陶造を招き
利休狀を製して茶碗をやしむ朝鮮の
朝四郎と云者又聚楽の土を
をんをんを作るよりく楽焼と云ふ楽焼の
業や加茂川石あるれも出来ぬ是ぬ乃
秘密ありしてはしの石地よりとり来なり京師よ
その窯あるて今もをやく

○萩焼

毛利輝元高麗の陶造を招きこれを焼しむ
その製を云ふ毛利家萩門国萩乃
城主なり其門より出るを萩焼と
称せ今焼不の陶工いた東の末流し

○乾山焼　波りよ建山と云ふこれ異し

尾形深省侯孫鳴滝邸の土を焼はじむ鳴滝公六王城の乾よ
あるよりて乾山と名付る　深省八尾形光琳の弟にて安在
又詩文和歌を善ス

○釜

三才圖會に云上古い鐵釜を尾を作り用ることあり
茶釜の用ふの始ること千利休治工与次郎よ伏
を作し尾光尾張蒲国大工敷小三郎冨士形
車軸水の数品を始むし又菊あるひい相の紋
あることを大問答と云て称賞ス

○蓋屋釜

龍叢芳屋の里に杉板の蓋屋あり。雪舟の圖あり。舟い備中の人し龍叢より遠くされし治工。舟を造りて畫しめ釜の摸花とし

○阿弥陀堂釜

秀吉公有馬温湯より治し好ふ時千利休從ひ有りし阿弥陀堂の釜より茶亭を構へ大閤ふ人来臨あり明休。茶を點じて飲ませ其時用ひたる釜の狀を摸して新鑄を命ぜし阿弥陀堂と云

○奈良風呂

南都宗善とも云ふ者の作なり黑赤の二品あり赤焼と又知年加羅と云あり焼味よろしく沒る色まさる

○埴田炮烙

河内國埴田村を製せり。許基善薩埴田の陶業なり。孫業を作り。ひとし今業業より更める炮烙い龍後の柳川よりひろる。さまよんだ沒ろとい

○隱元茶罐

相傳ふ隱元禪師。狀を中の如くして作しめ常ふ湯乳茶罐とふなり。ふ茶ましるとし或行ふ湯乳茶罐を最て下の罐子の蓋をさりてその孫へ茶罐を最て下の茶の乳をい上の素湯の沸茶を注して色を湯素茶罐とふ元茶罐茶湯素湯なる業なり迫世茶湯出来て茶罐いかはる

○鞍鐙

[illegible]の頃大坪左弟[illegible]ハいる御[illegible]あり生国[illegible]別[illegible]会の人し難賛して道禅と云ひ人森鴻神宮を祈願[illegible]中ゟ鞍鐙の曲尺を[illegible]ゟ道禅の作[illegible]の鞍鐙を[illegible]ゟ称も且当ゟにハ[illegible]と甚鞍置たる馬痛まて[illegible]軍義満公乃稼[illegible]姫をとゝ[illegible]ゟ称て当ゟ流を[illegible]ゟ[illegible]神作の神を者て作の鞍作の鞍ゟ云

伊勢流

伊勢ゟ貞継と云人乗馬の法鞍鐙乃妙を大坪道禅ゟ伝へ一流を[illegible]ゟ[illegible]ゟ貞継い平貞盛十三代の裔し[illegible]軍義満公ゟ伝へて[illegible]しその子貞信ゟ代々妙を裔ゟ

○馬懸

大永のころ北条氏康の臣大道寺[illegible]と甲陽軍鑑ゟ出ゟ又信長公の時本下[illegible]ゟ[illegible]て侍大将の[illegible]ゟ[illegible]のはゞ[illegible]ゟ云

○鐵炮

弘治元年南蛮人民宇志俱智と云ふ琉球国へ[illegible]ゟ鳥嘴銃を造る事を琉球ゟ薩州[illegible]多稲島ゟ[illegible]月京師ゟ入て義輝公へ[illegible]その術を伝ゟ而後伊[illegible]ゟ本義秀に命じて江州国友村ゟ居住[illegible]義秀則彼考ゟ石火の[illegible]を[illegible]ゟ其の石火の[illegible]

なり日本の工人彼ら製する倣ふ所列堺芝辻清兵衛
堺西と云もの巧みなり羅山文集に云井上氏正継氏
俗に長一巧を運らし寺を呈し製板機あり彩巧の
及不あるべし又朝鮮へ日本より渡りしもの
朝鮮の抑捕國が徵毖録に云日本一天正十八年
唐宣三月對馬大守より孔雀と鳥銃を送る
吾國鳥銃あるいひ時より始りと紀しり

○大筒

其砲後外國より大海を渡り来り玉目一貫目斗の
筒しに筒のごとく大銃を製造せ考あるやと問
乃船治をめ一あつたと陽治十とあり
しに堺の坂西ゑ子紀入合道逸しこの人製

去る年口一尺三寸長一丈五間一貫
五百目の筒を不日より造り出し日本大筒
乃はじめなり　堺鎮二見

○鎗

軍用より用ゆる所の鎗に槍正成が作りしと云大兜
住吉合戦より槍正行が作りし長刀天野弓取法師と云に師
武者掛乃長さ一丈ばかりよりあり
云へりとあり比叡山僧兵
用る事い室町末の時より起る古今雑談云
近江國天九郎僧長と義経を作るの上ぐしよ
延文のころの人し大むしも稀なりしと今乃
やうに小ぶりなるものあり大鎗より槍なるもの

とうとう三代実録元慶五年条下に掾一百八十等
孫掾或い鮒尾の掾とあり

○管掾

慶長の頃江戸伝馬町の主大谷刑部少輔と云て
刑部少輔の家人に成て管掾
を受たりし事始云々
按るに伝馬と云字未だ見あたらず
べしといふ
自由なるべしとの
○割符

作の長さ二尺に割て是を合作符と云

郡国志に漢武帝作使符を作しめ
郡国志に半分て大小京師に
郡志に云るとこれ割符の始めし

○合羽　桐油

合羽い中古のものにして上古い蓑を用ひ軍用に
今蓑笠といふあり蓑を細く裏し合羽の元い九合羽
を用ひ人の蓑を甚薄き
国々合羽と云

○桐油

桐油桐油とあり桐の油を製し
今い荏の油を用ひ桐油のあり本草に云
器桐油数して小く長さ五寸厚一寸甚子を收て

漆を在の漆より仰ぐ又云ふ漆を以て物を塗り
五色を紫黒白色い黄の漆のあるなしは漆をあらば
よろしきなし国々相漆漆と云又松脂を和して紅
どをぬるよりみを漏さで名付て。知也年塗と云

○万年菊　兼紅紙

元禄のもの神田橋明はもろ物甚美麗しいものの
もあれども人形なり漆を細工ものの
もあれども人形なり漆を細工ものの
もづくして經年をゆへ入漆をするし又紅紙も漆の
ぬるし其菊今よ菊由

○狩箱

信長公の時よりぬるものむしろい狩箱として作をもつて
家れを狩の用の八狩のかりなしたる狩箱又

對狩箱にして作列ニ三ヶ所ありたるを云

○傘

天正のころ堺の高人納屋助左衛門と云者小琉球より
もろ呂宋に至て文禄三年に本朝へ渡る二十時
茶壺五十箇傘蝋燭各千挺活麝香の獣二疋を
秀吉公へ献ず数千金を賜ふ元傘の渡始くし此所を日本
にて作る　或書　平宗盛い傘工のもと手り是不害

○蝋燭

文禄年中ますて、日本に蝋燭なし助左衛門
所のらくくよ倣て出を製ずして蝋を搾るの元
五種あり　漆搾　荏桐　椿　ダニ木　烏臼木

女貞木よりも高く庫内にあり雍州府志に云
黄白の蜜蠟の屑より凝澤するものを取て蠟とす
唐らそくいまは殷を用るゆゑ蠟をとらず
清のものし常州の人常を考へ燈心を卷て
ともるに上品なりむかし軍用よりの招明
を常なりと雖も用ひ来る事年久を書る
むかしの絵より大抵日のもとの物なり
指るゝ人より指を指せり今色をかりるゝ自由は
又不用人の事ゆゑ有弊無なりぬ

○仰願寺蝋燭　世俗説てかぐんどと云
江戸山谷崖の仰願寺の開祖仰願上人の起る所へ
別時念佛を修せらるゝ時用ひ佛のちいさき事
らそくの大きなるいとなり又小きい事書
よりて細くとぶして長き蝋燭しむ今云
指佛堂のらそくなる用ゆ

○燈扶

燈の喉ざる名なり老人の疾せ喉の乳よくして
喉ぶものしゆゑ以ゆ燈漢礼儀志曰仲秋月
八九十の老人に杖を賜ふ杖の燭を燈して著る
により燈の杖ともし又云嚥る時に用ひる所に
燈とらの字を指して出嘗れも別治と云

○紙捻　又髮捻ト書

中古紙を云ふの髮なり紙をひねりて髮の元を結ふ
ゆゑ元結とらの通世まて用ひ紙を繼

て髪の長く黒きを結びるし又若干の髪を結び
平元結て紙を一すぢうるはらて巻そへしし
日本紀云天武天皇詔自今以後男女悉結髪

○撚元結

寛文のころより新る紙捨をつぐ〳〵縒て水にひたし車
にて搗をりけて水を搾出るこれを元結しまし文七
元結とも云あり是い紙のみにして新なる紙なりしを
以紙にて製する紙上品とす

○伽羅油

正保年間の人吉賀はじめて後
三條の市字賀縄手の五十嵐出を製しはじめしい
まの大好菴出来る

却て沈香の油より白檀丁子等の油を
加て製を付るい雲及年を経て又製法を
改て稀に付る人適て其頃ハ麻鞠を
市とせしより頃年漆の字の鞠を脳くこれを
用ゆるし

○白粉

持統天皇六年より始て紅粉を彩
搽なりしし慶長元和のころ京都
京師と云もの大明の人より習ひはじめて造る又小西白粉
八堺の茶屋屋小西法云清 尚桂津守父し右月る入宋
得る不の清し小西和泉大目ひ高よりの一つ近世幸助
乃白粉甚清きてうよりて異国人を買去

○楊枝

或人の云楊枝い迦葉の製なりとしかるに西いん
説て云近代の物よあらに嚴家雜集よ

いとれて行のゆ〜かつひ事の楊枝
しなる孫をんとして上古ようの物なり又天竺ていい
佛在世ようあり〜楊枝浄れと云事経文
よ多〜又歯木を噛と云事経文
かう唐よいひ事中絶しなるも和平寺の僧祖
道元禅師入宋し楊枝をつひしよ天童この
如浄禅師甚感しられとそ出てとして
今ハ中ていよ本朝の楊枝なるとい

○水引

京師嫁屋ハこれを製し紙撚を水に漬して
中をぬ〜ら絞て又撚ようあらい
元禄連歌の懐紙を綴る是し連歌い風俗を
引とまれと紙撚を紅青黄よ彩て用ひ元を
ぬ〜ら〜るを細ひよ林の葉のちり変て紅黄
乃葉みぎれと水ようあ〜ひよ仰ていて
ゑ引と号そのちあ〜ひ〜ぬ〜ら〜ると歌
まを作りしはめて賞物なり

○南方鏡

尾州名護屋の産し南方のふい近隣嫁のつを
さ〜ら〜と云孔明の出師の表よ深く不毛よ入り

今南方已定甲斐なきものの心ばせ
ありしことの乃部よりきこえしらるるぞ
くぬげる毛穴とかかり

○常香盤

近世製し来る所の香盤を作る者多のなかに
武江吉設を云ふ造作を上品とし関西の法別
国八別の寺院多くは吉設の造るを貴ぶ
殊に祖所なり清国の流家より住して祖父より相
伝し三代此業を作る三代目の太兵衛
を庚戌年にその子二人あるもとの業を
あらためて薩屋九屋なりと称して茶屋と称する今
は業を作る者多くして皆拙工なるのみ

○炮管

あるこの法なる時節の紙を巻てなすこと紙のこと
くそのうち薄あるひは細き竹をそそぐなり
たとへ雖ども羅山文集云佗波古ハ
草名採之乾暴剉其葉而貼于紙捲之吹火
吸其焔下畧源光国の翰苑第
十なる元和元年六月廿八日天下一統の義
古法修止あるその所白木屋とかの者都京
の封彊をあるいつまでもなる左食の流の不に法のひてなることを
音をんなる楽ばかりよい、かくびしき法修止よ
憧よつさらる者ることを捨ぶる事かなるよ世の人
ぬむなんなと迫なるよのなんなる事を考江戸京大坂

の拾ひもてるきせる、そのたなこの葉の煙の如くなる
を賞求め庫より細むしてて行ふくしび禁の弛
うつ時くを太の為物を書くたくるる利を得て
多有りて今る賞より

○出歯庖丁

庖丁ハ所くよりあるとの〳〵と別墺を鳥る名
琴の庖丁振治あり一流を振ふ世こぞりてこれを
用ひかの男の仙歯出らるるより出歯が庖丁と
なるよりそのの為の名となる

○清方庖丁

ぼうろ出るたぐこと庖丁しは振治己の毒り
お槌を持せ宣はも方を釣ふ婦ともに振

世事談　二

婦て世よりを清ふ時の人者て世方庖丁とる
関西の民俗書を移して出るとあり

○箒

掃帚と云草より都るひ草ものなり
軟し葉をもて麈を深ふる用ひあらるよりて麈尾
を深るものを尾て箒と云し本草云子落則
老莖似藜可爲帚　掃招帚竹帚藁帚羽帚
なし赤品あり又玉帚あり玉ハ愛らるもし物
物を用ひる河ふてをうるとあり袖中抄に
百葉をもて正月二日侍従豊子王臣ホ内裏の寺
頂下よりあらあて帚王帚を賜ひ嘉よ降る
ひ法御寺を祈り詩を賦とあり

世事談　二

ゑたくはこうこうのひとつの本香をあつめてかうこうあ
又玄帝は著と云草をしたがをかるかて和子の日薬をる
家をまく祝ひの具なしかをそなへと云めとはみをそなへ
るなり

○雪踏

千利休初て雪踏を作りしむ雪中の路次入よ濕の
艶るをいとて草履よりぬぎてそこをかく紙山を裏
そこをとりて牛皮を以て雪のうへを踏しいふ理をもて書
しを為はしらう今都より東を用ゆ

○千石筵

員人京のころ東武大門通行屋敷をいふ
はしめてこれを造る

○乘物

概伝に東山殿の時始る乘物は輿の略し元亨傳
に車とよるもの軒を深き屋形をもつて城内にて
輿と称す四部高苑云 輦車無輪也輿の下の
二ツの轅を潔き上に一ツの轅を用ひて
乃人の歩行の輿のようにかつぎ出す
らんしし駕のごとき車駕とうて車の屋形をなし
古史考に曰黄帝作車少昊時加牛禹時奚仲
云人加馬ひるを加ふるとなり

○竹駕

竹駕は筵輿よりはるものし今御役者の乘あんを
とるは筵輿の事し竹駕はるあをぐと漬し筵輿は

元軍用の具しるし貝かぶとなどなるものしハ猶うち
嗣信を後輿よりせるとし軍用のあるべき人の
あだとハ異し仆をん義あるあと仆を曲て蔓とし
九仆をんもとを撥とし大きとしを撥かし
三才圖會云 籠輿即藍輿而賤民常用之竹籠

○ 大八車

寛文年中にはじめて造る人八人の代をもつて
しを代八と書その頃江戸中にて人を
して馬のごとくなるもの歟の法法あらしし

○ 猪牙舟

船磨のごとく長圓狗爪形云陽乃牙の形なるを
ものふるを作る押送りの長きをいふなり和名抄に

うちよ作り奥荷を積く押よ至てはしを
く作ものし長書永よりよりをちりに年をいを
近年猪牙の二字を用の猪牙の狀なる事

○ 江戸辻駕

元禄の末に始免許高百挺し其仆老人病人よりかさを
ふき者いのさに武士いり毎ひなしそいなる辻駕

○ 唐弓

船磨年中。中乗の人本弓を作る本弦を弦
の人よ作てはあてこれを作長さ五尺くらい鯨の筋を
仆強とし中ゆき挺をふまを淳よ一月の弓撥十五年
二十年を経しそのむ
はよの弦を一日の所作とし

○賀留多

河蒙法人ハ寛永のころ長崎港の人民
傳ふ載せる凡四品十二枚より四種の紋あり一種ハ
伊須波と云南蛮より伝須波と云りよりて紋
紋の狀を畫く又波字と云青色を波字とよ
び紋青色をひ彩色又古津不と云ハ酒盃をハ
古津不とよびし酒盃の形を畫き又於字留と云
盃を称して於字留といひし形の狀ハ
狀十ハ法師の形を畫き十一ハ婦
馬の人を畫く士を畫き十二ハ婦庶の人を畫く
ハ庶人を畫きるるものしし又加字の字半須半をとり
ハ屋代南蛮國の河なり

二之巻軸

本朝世事談綺巻之三目録

○態藝門

香道　蹴鞠　茂省
神田省　謡　能太夫ワキ師
式三番　申楽　勧進能
狂言　乳嶽　笛
小鼓　巨鼓　太鼓
家師　正宗刀
家雕　奈良雕
碁　象戯

宗近刀
横谷雕太平橋
雙六

信州埴科郡中井出村
新田村

揚弓
井上節
語新節
土佐節
河東節
古今節
勘三郎芝居
獨藝
おやま

浄瑠璃
俊太夫節
肥前節
永閑節
隆達節
男乗
竹之丞芝居
人形遣
ぢ

加太夫節
浄雲節
外記節
半太夫節
道念節
歌舞妓
勘弥芝居
野郎間
浄瑠璃

# 本朝世事談綺巻之三

菊岡沾涼述

## 態藝

### ○香道

東山慈照院殿の御代に香の道をたつとぶ作ハ老書二十種を定たりしに優劣をあらそ[illegible]十炷香。競馬。紙門。源氏。呉越。小倉。凡六十三段の法あり。御所の香い連歌香。闘香。聞香。是三品内一品十種名香 東大寺 法華経 法隆寺 紅塵 八橋 道遥 三条西殿 中門 柳 桜

[illegible]加六種の名香あり又中[illegible]の名香あり又七十[illegible]の名
百八十六種の名香あり[illegible]の書[illegible]
虎関異制庭訓に云天平年中百濟国より[illegible]の書
を貢献[illegible]あり又朱雀院朝[illegible]院[illegible]の東方に住し
仏義和百歩香を[illegible]合香[illegible]して一炷を焚る
事かゝ[illegible]應永のころ京極入道[illegible]一炷を焚て
軍[illegible]国勢のいとまをたゝめ文龜のころ
香道より深さをゝ

行二　二階堂　長秀　松田丹後守　宗信　志野三郎左衛門尉
元種　内藤大蔵　祐憲　志野孫三郎　熱直　肥山左京
肖和　美濃　[illegible]等　盛御　陸奥[illegible]左衛門
志野流の二流あり

○蹴鞠

用明天皇の御子聖徳太子　故豪[illegible]　[illegible]天皇の御時中大兄
中臣鎌子[illegible]法興寺の槻の木の下にて鞠を蹴[illegible]
事日本紀に[illegible]七十七代後白河院[illegible]
あらせられ[illegible]
[illegible]
雅経卿[illegible]
八十二代後鳥羽院[illegible]
後堀河院後深草院[illegible]
[illegible]

外郎流

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の曲を[illegible]うそのよ[illegible]
そのところの世下へ[illegible]ることを[illegible]
当時[illegible]家の流儀を[illegible]
[illegible]ぐるし順年世下めて上[illegible]
[illegible]清[illegible]雲[illegible]
大坂の[illegible]入[illegible]戸[illegible]
[illegible]真[illegible]

○賀茂者

今[illegible]なる[illegible]賀[illegible]
蘭に[illegible]云[illegible]
[illegible]

○神田治

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○調

東[illegible]

享保十七子冬卒
歳八十才

風風也教也風以動之教以化之上ハ字の
下い福風の切韻の切韻の字し風のおのおの
自然より流化ひろまるとん家を有て歌の義なり
又風の字を用歌謡とつくれり帝こゝろしけれい
多く仏者し江口とめい一休の作といふ人もあり
小野い高野と室性院宥快の作ともいふ帳の
不動明の作熱田の書と云明の作熱田の書
くる能のくるしよりたの作もあるし
歌世子世子作 五十一書 名目アリ 又六十一書あり
歌世小野帝作 三十二書 日吉山王帝作二十書
今春暮作十八書 今春長谷寺 立書 立婦ひ口ヲ師
十書 三条西実隆作世書

もあり 都合三百五十二書 あり
太神宮作 光孝帝作 光孝依石東西殿作 不動明
進 歌世小野帝 長慶連 重清 時
和泉ノ都不河 合 ひと 行 こと 聞 合 ひと
于時 大唐 年 甲申 孟夏上澣 吉田兼人 無将判

漢の作の年 崇 石土 壁 ものあり
ものあり ひとけの ものあり ひとけの 事 あり 人 事 人
のあるものあり 仏 經 のうち なし 仏 ひと
また人の所あるなり 極 るその 須の 法 仏 歌 師 ひと
歌 作 能 世 あり 人 即 ひと 世 仏 ひと
ひと ひと なる 春日 龍神 大 名 の 書 世 仏
乃 仏 ひと 仏 我 い 唯 風 義 ひと 仏 ス

[illegible]せられ[illegible]
[illegible]又[illegible]
[illegible]神殿武[illegible]の補佐の臣[illegible]
[illegible]頼朝義経[illegible]
陽[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○熊野

東山殿の時[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]



[illegible]
[illegible]神宮[illegible]
日吉[illegible]
賀茂住吉[illegible]
春日[illegible]
春日の四座[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
喜多[illegible]
乃座[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

尚澤勘文より賀ひて端午の祝を降らし長絃い
ちはやの始祖なし 御榊所より長絃の舊屋あり
式三番　翁は天照大神　千歳は八幡大神　鈴の大夫
三番叟は春日明神と称す　紙をのこ羅尼
神道の云伝説を報へしと云
脇師　進藤福王春藤高安宝生　笛の家あり
中樂　鞨林葫　芸集に云秦の勝よりする推古帝
の朝廷戸皇子天神に祭を祭祀し　安倉の祝を
ちなみて二十六番の曲を作り　八幡の命し　紫宸殿の茶
ふて大優の枝をるをしむ　太夫は神楽の神乃言を
しみて申樂と名付　説文に申も又神なりとあり
大歳神申の方にある時は　猿を用ひてはならず
猿樂と云神楽をやりけるに　戯を為なせる俳優
となりし　宇治拾遺に云内侍所の神楽の庭職事京極を
めして今方めしうん申楽つかまつりあり
源氏乙女の巻にもいるるが御しくあり

○勸進能

後花園寛正又年甲申七月京紀河原にて
勸進能興行あり　勸進乃聖い鞍馬書　松尾善盛
法印　午時九十八歳なり　猿楽い鞍馬書
午時三十六歳　そのゝ又二郎とゝよはまを
延勸進能のはじめし　東山慈照院殿御上覧あり
初日　御一献　還注　管絃　細工　賜元仮亭にて饗
二日　御一献　還注　篇　山尾張守仮長宅饗

三日　御一献　還御　斯波治部大輔義廣宿禰参会
細川右京大夫勝元　畠山右衛門佐義就　一百疋猪糸より掛く　相伴衆後藤
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

初一日　四月五日

相生　みるまの春
八重　かまとうさ
三井寺　さくらびき
耶馬　天ち
源氏信類　そうのらく
丹後物狂　八幡のまへ
猪狩

二日

鵜羽　ひけうてう
敦盛　うとう
乙姿　大うこう
春近　鬼のまあ
松風　いとのこ
自然居士　志しやく
恵のうもみ

三日

向原天　三本松
松会承寺　よしの
第五番我　あさいか
二人静　やまと
[illegible]　[illegible]
碓　なきむこ
[illegible]　入日
杜若　[illegible]
放下僧　[illegible]
御七夕　[illegible]
養老瀧

二日間の能の能の[illegible]
よりて[illegible]
猪士をもしてはたらく[illegible]
あるしよ猪士　[illegible]
吋部　[illegible]
猪糸のゆへ　[illegible]
[illegible]　[illegible]
あるしてはうあく三日の猪
[illegible]
桟敷い宮方清大名の[illegible]
あり一世能の[illegible]
[illegible]

世事談
三
地
大
大
大
大
井
井
京都
山名右馬之介宗全
山名相模守
山名兵部少輔
勘解由左衛門
勘解由左衛門
勘解由左衛門

○狂言

能と同じくはじまる高官高爵の人を笑ひ
早俄の事をうつしめさるゝ俳優のよきとよ
せ作のあるを云しめんがためあるべきを
狂人の言葉のまくるふ
ゆゑにはなはだしく狂言流大蔵流の二流あり
こゝにくるまうる
嗜嗽
堺鑑に云大蔵其狂言のおもてに
掛家を記せり永徳寺南の庭に
少林寺とあり塔沢耕雲菴の位牌を仏義堂
二尊者の牌を信し毎日法華を
おくあるなり中ゝの者こゝよりて三足の狐を降らし
拙き所をこゝに重ねて

藏主に逆ひ逆ひ
乃ち狐を追ひ
大藏氏の子孫今に至る
大藏氏狂言
狂野狐の不仁
ひ怨せしめ怨然として去これより大藏
妙を浮て狂言
達しぬしうる奇特
嗜嗽狐を降るといふ

○笛

能笛に四流あり所謂一曾流森田流庄三郎流
春日流潮流尾州家三笛
中村一曾しか

妙術あるはずなり一説に流の始祖なる森田氏元小
大森氏なり元利元久就の比完戸仙者古笛よ
姫を得るに醫師甚よつて天正の頃大森
元宗清七郎よりかの醫より習ひ姫を得て世の
ものに森田の始祖なり又は家を小笛と称し実説
小笛よりよくなりて神能をつくす
拍子あるよりて家乃
○小鼓
幸流新九郎流大倉流
稲葉源幸四郎忠能と云姫もあり天正
七年の幸の始祖なり甚だ宗清幸左

又京治家一心流幸小左衛門一宗法ヲ受ケ

○巨敵

大蔵流盛流三家共流ト云ヒ有リ正室ヲ正幸ト云ヒ巨敵ノ芸羅山文集ニ云大蔵正室ヲ正幸ト云ヒ世ヲ弱ハ巨敵ノ芸ヲ禁ノ祖ト正室ヲ湯ヲ濁ノ祖ト云ヒ其家ノ家伝ヲ失ヒ了ヌヤ 下略

○大敷

左吉流 忠左衛門流 拍子ヲ室生長命ヲ流ト有リ 観世宗伯ヲ室ト云ヒ延伯我流ノ祖ト云ヒ与五郎ト云ヒ大敷ノ妙郷世ノ今春道寿ヲ七ト云今春拍子ヲ又室ヲ

圓満井氏信 金春禅竹

氏元 宗印 元安 禅屬

喜照 宗隨 安照 禅曲 氏勝 精本

喜勝 及連 八郎 室勝 宗竹 盛勝

喜家 道寿 弥七 太敷金春権頭弟子

室家 宗可 太敷宗伯ニ羽白ヒ改テ似我流トナル 室次 左吉 慶長十九年八月勅命ニヨツテ観世座トナル

○家研

本ノ家ヲ称ヒ雅楽府志ニ云尊氏公ノ時豫参シ教本ノ家ヲ云ヒ出ヲ力剣彫舞真賓ヲ相ヒ并ヒ磨礪ヲ業トシ尊氏ニ入洛ノ時従ヒ来リ京源左衛元ハ松田氏ナリ妙本猶一人本ノ家ヲ称ヒ又一家ノ

内も嬢子なるべし松田を始めとして又光の子孫も詳なる事ハ黄廣院義教公の時参河の清信と云あり
じ人功あり第四ハ後本光とめさるべきなり一説光
の字を通字とし 雍州府志

○正宗刀

正宗とは新田八人あり相州鎌倉より一人五郎入道と云
京より三人達磨と云三代なり武蔵三人父子備後より一人
大和一人なり又近世高信より出物より御を
備後より出物より扁遊奥州迄とあり鍛冶すい
なり又ハ別人の政宗三人あり

○宗近刀

宗近三人あり京一人小鍛冶 字頼一人九州一人



○家雕

後嵯峨四郎云ふ祐乗ハ黄廣院義教公の臣なり
一旦義教公の怒りに逢て獄舎に入る所に
六月廿五日天の志のごとく雨を降らせ給ふ
桃をあらふに祐乗大きによろこぶ而後その接ハ
ありてよりて王二十一社をいとなみ猿六十六丈を彫
その細密人間のなしとぞよあり義教公感
ぜらるるあり奇なるかなとてその
罪を免し別祐乗に命じて又鮫の帰の具を造
らしむ神妙なりて禽獸草花人形等
生ぐるごとく彫鏤ハ都を記せるその服下ハ
桃接今常陸国にあり日吉ハ神体となり

その宗乗より代々つくり彫工の妙をうけ祐乗、狩野古法眼の居所に近く交りしたんぶを受て其板図画を模して、まづ古法眼をして其板図画を模して、本朝古今の名巧なり

**祐乗** 後藤四郎兵衛　雕工ノ祖
義教公二仕ル　生国美濃　実名ヲ以法名トス
永正九年五月七日卒　歳七十八

**宗乗** 四郎兵衛　七十歳卒

**尊乗** 孫絶

**乗真** 四郎兵衛吉久
永禄五年二月六日卒　五十八歳

**光乗** 四郎兵衛光家
元和六卒九十二

**元乗** 孫絶

**徳乗** 四郎兵衛　寛永八卒八十
天正九ニ秀吉公賜食邑

**長乗** 七郎兵衛

**栄乗** 四郎兵衛正光
元和三年四月卒四十三

**顕乗** 理兵衛正綱
寛文三年正月卒七十八

今後藤家此裔ナリ

○**奈良雕**

宗貞ハ元ヘ奈良氏ノワカ塗師の家ニ天性彫工ヲ好ケリ

**奈良利宗** 少左衛門入道宗貞

- **利治** 四郎兵衛入道宗有
  - **利永** 七郎左衛門
    - **宗利** 少左衛門
    - **利光** 七郎左衛門
  - 弟子 **辰政** 忠左衛門
    - 弟子 現 **安親** 弥五八入道東雨

○横谷雕　大學柄

横谷宗與は京師の人宗子京師の末の後裔の末子なり寛文のころ東武に下る雕工なり一流を記さゝその頃蔵堂玄の作小柄を宗与雕せ不拙を成時大学柄を作りたるを雕る高価なりよりて人々五石米の小柄を作り一枚を賜へり五石米成熟の後まゝ五石米作りまとかゝる所者物あるひは近習の侍士賜る柄屋敷の米なり世よ大略る柄し移さいそなり雷は柄世よ米さ

ちまとり宗与作なり人のを得ざり其子法名宗祇父より教へる所人英一蝶が繪を摸し奇妙を雕て

順和世よりの高直なり保十八年寛永年又其子宗与又善次現在

○碁

本朝ハ吉備大臣しはしまする物志云堯造圍碁以教子丹朱吉備云い唐より渡りて天平七年より始まる唐にて玄宗帝の時日本聖武帝に渡る續日本紀に云大伴宿祢子出と中臣文處連東人政事の濫より圍碁事あり憤罵して子出口を東人を殺ス　持統帝の朝より碁盤六を献ず一なり中世後土御門院の意雲考へ給ふ

そのゝち後鳥羽院の朝より寂光寺本因坊日海法印天下の巧ものゝ代く本因坊と称し頃年八本因坊道策ハ古今の敗冰碁聖といふべき

碁経云王積新義より青龍碁経九部を吐て注を校

○象戲

天正の頃京都宗桂宗古宗柳宗桂象戲を御覽信長公の前にて宗桂象戲を
賞あつく日本の陣法を象るものし武人宜
しきを習ひ知るべきの義なり
あるべし宗桂云桂馬の號者を義に似
寓兵於局藝之中謂天下雖安不忘戰
之戲也爾來有將士歩卒車馬弩砲之
象有藏機隱知二龍出海雙馬飲泉之
勢とあるべし信長公の頃慶長の頃宗桂
宗古百出さし實永の頃
を沈と宗桂象戲圖式を作る其宗古遠く
象戲は周武帝これを造其后王褒これを家の
可る溫公象戲の圖法を作り孟軍君はこれを
游ぶことはいつとなく李湖の始まるといへり

○雙六

梁武帝天監年中日本一條孝謙二十六代武烈帝に當る
一二四月の頃あり四三六五さへ有ることなり
つるべ云ひ云ひの行をとり
かんとあり
すけぬまと棄て其まま
まくるまよつくへ一ばなりとも
云宗楊貴妃よりけ

○楊弓

古来い様ゝそ弓を学ぶる人のかたしとて今の稽古
を以て射る本朝より上古堂上の公家の射ひし
ゼウよい分一のとゝし　弓長二尺八寸八天の二十八宿表
裏弾九分い九曜　本弾二分い七曜の二星を表とし
矢長九すい九曜　本尺一云今二分長　的不落ゆみ清水
清汲一表矢負二百本　五十本以上八朱書
百本以上い泥書　百卒以上金具百八十以上大金具云
進藤こゝ一中ばを清ゝ一表二百本のうち
的中ゝゝゝゝ云ひとの根ゝ書を編ス入緑頭
芝ゝ五郎　未頭ゝ云あ人のゝゝとゝ百八十
ゝ五の矢負ゝ中清水清水の青板ゝ
ゝ上頭本ゝ百八十五ゝ百九十の五ゝ百八十八

芝　掘

かの五郎未頭ゝ矢をつまむ
食指を曲て掘むゝ芝掘い合指を伸てつまむし
矢のぬもんゝと当御ゝ又贈ゝ一張を紅の紙な
色ゝし芝を字と云由
弟羅の業も四ゝ書ゝて裸張を用
ゝゝゝゝゝ

○　浄瑠璃

信長云の侍女小野お通い義経の女し源ゝ義経云の
義経ゝゝ泰衡矢作浄瑠璃女事を作ゝ東
の瑠璃ゝの源十二神を家十二段ゝ浄瑠璃物語
ゝゝ平家物語い信長ゝ作ゝて生仏
ゝゝ源氏ゝ作ゝゝ

節を淀くべしとしるし名出家を付て河内
播磨の国へつれ来る淀野川法華の長者桜三源と合せて
曲節を作る又六字の名号を云出家して東河の系より
芝居をうる慶長のころ人形と合せて語る
歌謡人のおのびしより淀河播磨掌くなりて
京大坂に掌くなりて浄瑠璃掌くなりて
修験者の角掌出家の源は池田義清清の新左衛
門吉大夫の西おのの左衛門くらべの流儀あり

京加賀掌

紀州和歌山の藤九郎と云ふ者の出し修験者の角
よりひら治加賀と云ひたる名人のものしを取てこれ
加賀掌治姫流とつて組よくなる人の新よ入り

大坂井上掌

井上市郎兵衛法清とつるものしてのち井上播磨少掾
清京雲掌と名のり

大坂盛掌

天王寺の民なり姫い天王寺の掌出家清
清の京加賀掌ワキをうれしけるよりを
清の名人とうる清よ大坂にて作り盛掌と
あるあり芝居を始めて人形を動かし
こつも今ふしの節を教へ

江戸浄雲節

正保のころ薩摩掌治郎兵衛と云江戸浄瑠璃
の祖なり法弾して浄雲と云ふ
浄雲掌より丹後掌長つ掌丹波掌源掌の四人あり
そのころの四天王の掌と云今の浄瑠璃の血脈なり
ざるべし　其むかしい浄瑠璃浄瑠璃

江戸語彙云

江戸肥家云

江戸外記云

江戸土佐云

江戸永閑云

江戸半太夫云

江戸源太夫云

江戸小西家云

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

薩摩淨雲　次郎右衛門入道

子

薩广太夫　次郎右ヱ門

丹後太夫

長門太夫

丹波太夫

源太夫　虎屋

永閑太夫　虎屋

大源太夫　治云清後乾

小源太夫　仆之助

子

永閑太夫　金右ヱ門

大薩广　次郎右ヱ門

外記太夫　下りさつま

土佐太夫　虎之助　子

近江太夫　語彙

肥前太夫

半太夫　半之助　後ニ梁雲ト云

和泉太夫

河東

式部太夫

土佐太夫

手品東右ヱ門

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○法華節

法華の日蓮宗の信心の別幟題目の流行

信心の人ありて還俗し大坂茶屋なる氏の

家より今の様に商人となれり常に書曲をなす小歌の

一流をくむ世をその唱雅やさしくこのみをやりげ

教化ありまなくらるるより世を法華節と称す

○道念節

京より起る念仏の節にて興福の音頭第一貞享年間盆

乃躍に流行せり其節躍の拍子

よく合る間なれど今は廃れたり

○古今節

えん孫のこころ古今新古集つと云芝居にて始りし

○男節

後白河の院の御代通憲入道信西藤原の人にて第一

をやりて後の前司と云よりて女より第一を初て

白拍子の事

白拍子の前司の生国摂津国小松と云所の者

女郎の前司と云もけれども

後より太刀を帯むと云しかば而後男節よりて

白拍子と云それより代々の

白拍子より第一躍るようとなれり

比也

○歌舞妓

羅山子曰慶長十九年より阿国と云元へ僧衣を着一証

なる佛号にて念仏躍と云ひ

十九より彼源右衛門といふ者の弟女を養ひ傳
河原より芝居をうつるけれども国い出雲大社の巫女し客人山ノ
と云ものと客間一座のぼるかぶきの歌より比田の横田の
ゑの笛とうたふ赤色出雲の里乃ゑし巫女れも神永年寛
じて弟ゑ妓女のなれも奇楽妓と云ものの
こゝろみをうつきて寛永年中より
女芸弟妓を禁ぜ制あり
まさ国中くるれ出でとくに奇楽妓を法国出あり
そのゝち海くに弟を立て元の仏師を名長年のおく
みて芝居をうつしと出雲浦あり額堂を造り
て弟ゑ妓しを被りて長年のゝちを深に出雲を
野郎とゝ仏師と云元禄度の国に弟ゑし

中村勘三郎芝居　寛永元年中橋よりおのて始て芝居
をうつる猿若勘三郎と云芝居寛永年中に堀町へうつる
二代目歌右衛門と云勘三郎と云芸能者三代なり
市村竹之丞芝居　寛永十年ゆゝ所より始て芝居
をうつる元祖村山又三郎と云美男の仁市村宇兵衛
と云ゝ市村竹之丞より代〻竹之丞と云芸能者
八代なり其芝居の来歴江戸砂子に委しく略
森田勘弥芝居　万治三年に芝居をうつる元祖
○独蔵
神田多門兵衛と云者と云者と云寛文延宝のゝ
○人形遣
芝居の人形ハ傀儡師を招きて弟

江戸小平太とゝ[illegible]ものゝ人し雑こ文集三玄玉吹聚
翌あつく木偶の動よ遊ゞて曲節あり且そを
操者を[illegible]扱を[illegible]く[illegible]岩と木偶と拙[illegible]る
事強生[illegible]し今日の[illegible]の著つて人生一乃偶師
小平太と号迫世の偶偶[illegible]こと巧[illegible]と云く

野郎間 江戸[illegible]の[illegible]と
いるの[illegible]ひ[illegible]く[illegible]ける人形を[illegible]
者をのゝ人形[illegible]云[illegible]の[illegible]私の[illegible]し又[illegible]
いかゝ[illegible]人形をつゝ[illegible]お[illegible]賢愚の[illegible]を[illegible]言
し[illegible]ら[illegible]を[illegible]あてのゝ[illegible]ゝ[illegible]ひ癡漢ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
おやま 小[illegible]の[illegible]三[illegible]ゝ[illegible]人形の出[illegible]

拙[illegible]傾城の[illegible]を[illegible]ゝ[illegible]人形と云

出つゝひ 辰松八郎[illegible]ゝ[illegible]これをはゝ[illegible]人形を
つゝ[illegible]ものゝ[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]ゝ[illegible]
かゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]人形の動の[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
大坂歳井小三郎 近年九八中村[illegible]ゝ[illegible]

○ 浄瑠璃作者

[illegible]作者[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国月　時鐘　彼岸

○文房門

詩賦　連調　冠附　抜汗　平假名　三筆　世尊寺流　尊圓流　滝本流

聯句　漢和　和歌　前句　誹諧　色紙　短尺　真名　三躰　上代　近衛流　堺流　行假名　顔語　訓語　聖賢蹟　定家流　志津ヶ流　光悦流

畫圖　土佐流　啓書記　家の畫　狩野　鳥羽繪　探幽　曾我流　雲河弥　大津繪　光琳　俵

金岡　周文　雪舟流　古法眼　主馬　秋月　相河　長谷流　浮世絵　出

渡唐像

兆殿司　織舟　宋舟流　永真　永叔　狩野　阿弥　雪村　松花堂　一蝶流　紅絵

# 本朝世事談綺巻之四

菊岡沾凉述

## 歳時

○門松

世諺問答一条摂政松ハ子ノ日ヲ撰ミ作ル方代ヲ撰ブ
ハ[illegible]年ノ始ノ子ノ日ニ[illegible]
夫木 [illegible]ノ松ノ[illegible]ト[illegible]民ノ[illegible]ヲ[illegible]今

○万歳

六十六代一條院ノ御時長徳ノ[illegible]大江定基参河守ト
[illegible]ノ国ノ民ト為ル[illegible]

子孫永万歳永く栄うべし。定基は佛家より奇
して横川の源信僧都の法を受て一の釈氏のそのひる
かうるうんで佛教偽家の国源を求て芋谷の郷の
庄司吉弟重文とらるるものあるべし。年の昇る年せうう
延万年のうめ尽べし。河の出よう多る

○ 鳥 追

踊弄の遠国なり。赤鳥人近文のこと参河国より来あ
り。数子所の田園を拓土民よりして土民なりし武士
よりあつく武士なりし嘗る人高位よりしてこ掟
九棘より国あつく富で貴きこと代く時宗をそと
拓し上人を仰く一とせ正月拓上人は第宅より合
せり村の土人武蔵青化を岩恵の家るをひとそのかり



ひらをとうてくるものあり。そと上人
乃拓らんしよ鳥追と蓋鳥追い長者の
田園の鳥を追よりの勅奏を書よ拓
長の猿を弄ひ年のはじめ人を使
なり唄の拓習にせらるるもの
万代も家の田の鳥を追
るへ来れあるべ大名よりたた
徒へおつくいる位る官面い鳥を追よりれ
なり。はるだるものでよ。
八子所の田を拓する事なり

○ 猫 積

世俗二月より猫の事を心祝つひとを麻を拓

こうなし　撰いらのしきを撰うあるみてら三つ
古今大歌所の寄歌の中に
あうしき年のはじめよかしこをなてなき
をろしん　神平扶都長つの流より新嘗会又伝社乃
祭にも屋形新とて清門御士ととも出新をうそまうり
てつむるあうしを行ひよせてたれきを見と
そうなしるるる

○走而病　義入

むしい正月十六日よりさる年し後七月十二日をして後
春秋二度とん出る仕のもの以日八父母の家
ある幸流より流て兄弟を洗ものとし又孤獨の悪いあて根
へき合なしまで薮柳の中しよりあそびしてるるし



五雜組云齊魯人多以正月十六日遊寺觀謂之走百病

○出　臀

古来い二月二日なり迎新三月又日とも
雲僑新要云秦人以正月生産陳氣より
つくしをあとしまたまを富貴より
其るを思ひ二月二日を
陳氣食るあ寺を
○雛
敏達天皇二年の月
多のおい色らきるのまへ
女ハ母平の流を
云鄙の那よりるあうむ

雛に元るのこの
小女まを
大裡雛と
紙雛し

源氏十にあまるある人ひいふあるひいふある物を
枕草子 ひとつ　おとしきまの柳ひるあるひの間
○蓬　蒿
文徳実録云有草俗名母子草二月始生莖葉
白脆毎属三月三日婦女採之蒸擣煮為糕傳
為歳事又云拾遺抄 [illegible] 郡母子村水沢者の井組通久
よりはしやるとこしなつかしい間情のはなもの人さし俗名を
永澤寺先生云母懐胎の時死くて土中に葬る人
なり成長の後出家して諸国遍歩
して拾遺抄を撰ず寺院を尋ねて永澤
寺にその示を母子村にとゞまれる茅屋に
三月二日を以て歳事とするなり

○紙鳶
續物志云幼児の間の湯熱冠人なる時春陽
の時節その紙いよく大過ぎて紙鳶を作る
花壇児の人せて口を穿て内熱汗よりて
病を生ずるなり
事物紀原云韓信作る
紙鳶を作りあげて
蓋云云 [illegible] 鳶海集云春の風
空中に横吹て紙鳶に郎
裏に記事あるなり

○任吉越女田植
深草乳母の越女任吉の田を植
清涼なる玄女に惡瘡の祈ありて祈よる事を

今ひ乞ひ祈り奉り初め給ひ
の神よいのゝ為の曉神祭
偶しき業をなさしめ給へ
てけと年こんをつゝむる雲
えぶし〳〵げ物をそん乞
又魔女房ふしの腹藁よ
に出でどもなるゝ故郷よ

○五月甲

光仁帝天應元年蒙古の賊事出る早良親王を
して事を討しめ給ふ親王の墓社の中ろよりく出陣
あり時よ五月五日なりける神陰ふさて賊紅を
敗走し義ぶして為事を

○入梅の井

播州矢田郡丹生山田庄東野村栗元居住の為
茅屋より井あり深さ一尺ばかりなり
梅雨に入るころに涌出でその水口の数を入梅
の日を定めしなり涌出でざるときは雲元居住
の事栗の元の居る間いまだ入梅の時節なるべし
元居と云ひ伝へ後京極云姫祖山田庄司真勝
元居元光九郎人皇四十代廃帝天平の時代
奉仕と干時横佐大臣豊成の姫白滝姫と云
白滝姫一首をおくる

[illegible]

[illegible]

小雪月の稲葉の末の露
山田の庄の元居
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○盆

云事根源云天平五年七月始て盂蘭盆を大悲の
ゆへなりとあり盂蘭盆と云ハ梵語なり倒懸
救苦と翻譯し倒懸ハ餓鬼の苦を救ふ
倒懸ハ懸るなり救苦ハ苦しみを救ふ義なり
釋氏要覽云盂蘭盆此釋子由孝報恩
救苦之要以目連救母爲始梵語盂蘭
此救倒懸也盆則此方器也矣
雪夫をまつる事むかしハ十二月晦日ほ祭り
つるなり　中ごろ事の名ゆゑ
ゆへそ　ものるときハ
よハ　ものる事　そあり　下略

六盆の事

二月十五日寅時來　次日午時飯　報恩經云
五月十五日卯時來　次日巳時飯
七月十四日卯時來　次日午時飯
八月十五日辰時來　次日申時飯
九月十六日未時來　次日申時飯
十二月晦日午時來　正月朔日卯時飯

○東山大文字

弘法大師始て山を作る　淨土寺村岩照寺村の上ハ
毎年七月十六日あ村の土人四百余人松明を
送り火と云七月六日山に入て松木を二三人ハかり

十六日の晩方を撞く山上より至大の寺の海あり法師の
畫せる布なり所々に少き穴を穿小石を以て做と云ふ大の
一字横の一畫其長四十間よりは炬火十箇條の左豎に
一畫八十間余其間炬火二十九箇右の一畫六十八間その間
炬火二十箇右の一畫六十八間その間
炬火二十九箇餘なり所々に撞推の薪を徵の石の上に積
同時に火を點ず甚だ美なり其六日に代ふ乃薪
誤て他事に用ひ甚多の薪あり深く其情
を詰

○燒竈

後堀河院寛喜二年七月はじめて竈を燒十四日の夜より燒
始る上元下元より燒始めとあり　七月十五日八中元なり

○八朔

後深草院建長のころより此事あり田のうたとて米を
打あかつきはじめて人々の人の
昔無此儀四百年來特爲佳節又時代明
云朔日のあつまりたのむものいとなむ
しきりを小松のみとの米人々とて
なりもしも下略　武人の云ひ
伺書なり人策力あり
事なり

○十夜　十月六日より十六日に至

白河の女院寺
後花園帝永享二年
中興あり又後水尾應四年
往宗上人勅を願じて京師に入十夜の法會を淨土宗に

祝切とゝのをいまされ頭金光明寺に掛りそゞめて
おとゝの法名しく御れ申のはし

○八木玄蕃

摂津国八木村 大坂より七里北 門葉にて土人数代住て無筆家の
俳を所相とす 清津の大家 摂中四ツ出六ツ五分 深三ツ五分の谷より入 上より五間より栗山を
貼 此の初の美の日百姓門葉より内ぐ沖の美の日八九
村の里中より歌を求の美い如 如何村の里中歌を受あり日の筆
い如何村を除くし 神の主人 寄て京師へとゝび美の割
禁裡入るその名をつゝ 京師へとゝび美の割
にあつゝ云 八九十年 あ年 惣意あゝ不祥あ
つゝるゆゝ 四例 云

○大師粥 十一月廿四日

信濃小豆粥を煮 大師弾 民俗 大師
ゝもつきます 此日 天台智者大師の忌日

○陰八節

世俗冬至のういぬの刻 日の御のびゝ 冬至
乃長き方を陽 陽の強きを陰 陽の強きを一節伸る
ゝ義なり 又冬の蘭の日の一節 ゝ

○節季候

乞食 歌書 寄 物 米 銭 米
禅 言 節季候

○七十二候

日に十二時 上日に六十時 甲子の一周

五日を一候と云一年三百六十日
五日を以て七十二候となるなり三候を一氣と云なり
十五日二時五刻余しの氣六つの六氣を時とす九十日余
なり時四つ春夏秋冬なり四時と云も年なり

○ 閏月

天の運動三百六十五度四分度の一なり元則日の三百六十
日なり一年三百六十日と立て遇六日を氣盈と云ます
一年の間小の月六つ三百六十日の内六日の不足を朔虛
と云は五日の氣盈朔虛を合せて十二日なり元を
三年積て三十六日の閏日ある故三年に一閏を設く
又一月三十日あり六日の不足ある故積て五年
再閏あり十九年に七閏を立て閏分なし元を一章と云

又閏のある月い節なきあり
以中なき閏の十四五日より節あり第月の一日二日に中あり
それ故月を閏とす

○ 時の權

陰の刻を立つ八つ七つと陽の中八陽中の陰。陽
中の陽と云ふ刻なるし日中午刻よりそなたの極乃
陰の北あり中の陽中の陰なり午の刻よりその日の表の
明くまして九時あり一刻減じて八時七時
なりと云もなり又極子の刻より明る日
乃陽の北あり子陰中の陽なり子の刻より明る日の
夜なるまて九時あり一刻減じて八時七時と云
子夜半夜陰の子のこの刻を觀せしめる謂し

子九 丑八 寅七 卯六 辰五 巳四 為陽
午九 未八 申七 酉六 戌五 亥四 為陽

又説 陽は猿の形を撞。陰は虎の形を撞たるゝ事なり。此時申の月を筭て九つなり。丑の時よりは八つなり。又午の時は寅の時よりは八つなり。此説據なし

又説 易の数は陽は九を陽とし六を陰とし子時は一陽の始にして九を撞るゝ説もあり

○彼岸

二月の中を春分と云八月の中を秋分と云て昼夜の長短大ゝ同き時節なり。此時日輪天の中道を過て天地温和の時なり寺院の勤なるゝ彼岸にして一日の間をたのしむべし

# 文房

## ○詩賦

天武天皇の御三のみこ大津皇子はいとよく詩を造せ給ふ。懐風藻に載せ給ふ。僧虎関禅師の序に任て僧虎関禅師

深草僧正遍昭。儒惟寓。儒宗道春。石山黒川道祐

於波點菴。林永昌三。林春斎。宇治宮田的本下水菴

伊藤仁斎 牧ちくさい 伊藤長胤 荻生徂徠 平沢在

乃清人 秀美 秀美よい海

## 聯句

この頃始めて金を石聯句の間に強よ

出はじめ。それ昔ようあるとえらう漢句をいろうあるし

○和歌

わかゑの神代のむかしよりなを本朝の風俗し喜哉遇可
美少男喜哉遇可美少女をとを祈りよりかう
又二十一ぞよさぶ所ゆるいたるものの歌
つゝ上つ所人はよみ所人
八重垣出雲八重垣つまこめよ八重垣はるるその中へ
出雲の書よ新く見えそう
世界よりはある事歴代の書よ新く見えそう
按歌神代の事よりあはれ日本武尊
甲斐の坂折のくやそよみ所人
玥比磨利蒐玖波瑪須擬底
異玖用加祢蒐流足あをみ山やの神孫の
をうをうしをうをの人をうをうをの人をうをうをの人をう

後水尾帝　後西院帝　霊元帝　桜町帝　桃園帝

古今集の伝授は中古東常縁を祖とし宗祇法師
道遥實隆公に授る。撰者院公に條々の実説実隆公二位宣旨
法印八條家中院通村卿に授る。宗祇より杜若花の伝書新伝所有
堺伝授と云い宗祇より奈良伝授と云

○連歌

日本武尊の御歌に始まる。神代の孫を起こしたまえし
上古連歌の神は日本武尊なり故あって鹿島の
頂に天満宮を崇む。連歌宗匠の始祖なり
菅丞相良基公の免許を受け侍る宗匠より
二代目僧人数寄の始祖。宗祇宗和義我

故頂宗長杜若花。宗牧宗類なる者在家代々の宗匠
なり。其外梅庵親當数原宗かなどの酒井長晴なる
達人なり。周桂紹巴より今の御連歌師
平野誹諧後錦編集の御成連歌師の元祖宗匠の
始い侍る。宗祇なり我、この方なれと年こころ
ゆく後よりの師お書あるとなる古来
より侍ることあるとなり。かりく系図の所より侍る
宗祇お所の人なり。琴の
頂日歴代の書を見るに宗和宗祇時代の人より
て定服のころなる宗和宗祇時代の人
元百年ほどの人なり侍る。鹿島のころ
今よりよく解まめく

○誹諧

婦人万葉連歌と昭[illegible]連歌師の業としその事に
俳諧をなめるハ侍所の長官宇高宗祇ハ代々の人也[illegible]宗祇
[illegible]宗祇時々の人[illegible]とも連歌師し俳諧宗匠のもの共
慶長年中九條殿ゟ近衛龍山ゟ[illegible]御免許[illegible]
[illegible]永貞徳ゟ[illegible]まる貞徳迄歌の法式を規矩にして
俳諧の式法を考るゟ[illegible]連歌俳諧二道ゟ[illegible]貞徳
門人野々口立圃。松江重頼。安原貞室。[illegible]西武。北村季吟
鶴冠井宗因。梅盛。[illegible]楽一雪。荻野安静。馬場宗眺
末吉道節。端氏定重。[illegible]正由[illegible]宗匠[illegible]ハ
都蔵徳元石田未得。高信。[illegible]札木宗匠のはしめなり
はまくの宗匠達人綾錦ゟ詳なるゟ[illegible]

前句謝　延宝のころゟ[illegible]寛文[illegible]
元禄八九年にゟ[illegible]京師ある事[illegible]
延謝　元禄の末宝永のはしめゟ[illegible]

○色紙

孝謙天[illegible]と[illegible]拾遺ゟ

○短尺

庶充相国義満ゟ不破の関屋ゟ不破の関屋ゟ
根板ゟ[illegible]京人ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
みまゝをゝ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]

大八畳六す畳
小八畳六す

長一尺一す八分
宸筆乃法

平人の経尺 中一す八分 去一尺一す巻六分にも又三分一分

名不水也散

左 人九

右 奥之

三行二字数

三行三字数

定法

右 奥

家相

太源氏

紙女房

四行教

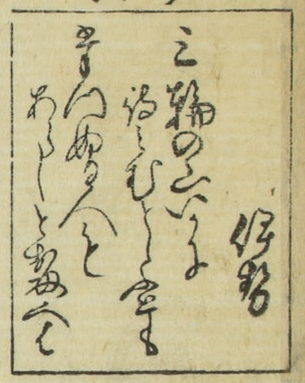

下上教

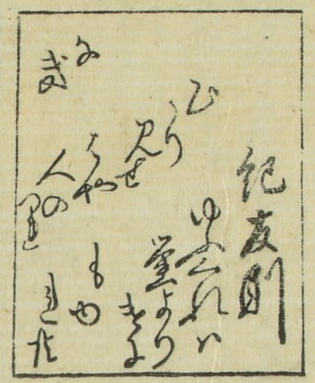

四行七連散

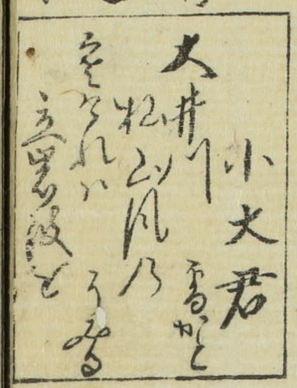

○ 板行

元久の頃選撰集を板行せしむ一本あり其ひらきのひらきとあり又とて俗元の本書籍も板行なり義國の兵火より失ひ其後一とのへ天正の頃の板行を古しとす上古の本も此ひらきよりつたはるなり

まくら草紙の頃ハ頃日とあり亜ぬの時くゝ

ありとて也とあれとも万葉集の編者よりあのの頃

ゑ紙つゝ朝つゝ稿てとあれとあれとのとろハ朝ひらき板

○ 文字

神代よ文字なし木を割縄をしるして物をつゝ

とゝ日本紀纂疏 又古代拾遺の序ニ云 上古之

世未有二文字一貴賤老少口口相傳

○大和假名

吉備大臣神記音韻を通ぜ通ぜ威徳一天平勝宝年中大和の都よりなのて五音の字に点画を省て所假名五十字を作る事本朝にあなり又入唐の僧の所傳とするへからしの三字なる間甚こころとしる

五音縱横相通の圖

| | 唇 | 齒 | 舌 | 喉 | 牙 | 齒 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 清 | 阿ア | 伊イ | 宇ウ | 江エ | 乎ヲ | 喉音土 |
| 濁 | カ カ | 幾キ | 久ク | 氣ケ | 已コ | 牙音木 |
| 濁 | 佐サ | 之シ | 須ス | 世セ | 曾ソ | 齒音金 |
| 濁 | 多タ | 千チ | 爪ツ | 天テ | 止ト | 舌音火 |
| 清 | 奈ナ | 仁ニ | 奴ヌ | 子子 | 乃ノ | 舌音火 |
| 清濁 | 半ハ | 比ヒ | 不フ | 人ヘ | 保ホ | 唇音水 |
| 清 | 末マ | 三ミ | 牟ム | 女メ | 毛モ | 唇音水 |
| 清 | 也ヤ | 伊イ | 遊ユ | 江エ | 與ヨ | 喉音土 |
| 清 | 良ラ | 利リ | 流ル | 礼レ | 呂ロ | 舌音火 |
| 清 | 和ワ | 井ヰ | 宇ウ | 惠ヱ | 於オ | 喉音土 |

アワヤ喉サタラナ舌ニカ和サ齒ヲハヽノヘホ唇の轉音

○平假名いろはうた

法師大師の作なり平安お易の義を以て

神記乃四十七言をしてたゝ和假名をやりしも

末代ニ至テ平易ニ世ノ至宝トナリ万葉集ノ云ヘル
ヲ古今集ノ詞ヲ用ヒテ古今集ノ詞ヲ用ヒテ蕉中抄ニ云ハク入無寺ノ
僧命蓮ヲ祈リ東海ノ空海渡海ノ時ノ作ナリ大日ノ化身ト
式出ヨ云ヒ流水ノ空海一作ナリ大日ノ化身ト
称スル人ノ元式ノ中ヲ知テ作ルベキ歌ニ
トシテイロハニ和語ノ本源ヲ草字ノ如ク新
経文ノ要句ヲ合テ其ノ意ヲ述ラルベシ

色葉雖艶　散去留遠我
世誰曽将常　在有為乃奥
山今日越天　浅き夢不見
酔もせず

真名　漢字ヲ以テ和語ヲ綴ル仮名ハ漢字ノ草体ヲ以テ
みなもとのしたがう
源氏物語の巻々ハ皆人名ヲ以テ
題ス
唐土ニ類ヲ以テ
題ス
仮名ハ
唐土ニ類ヲ以テ
題ス
仮名ハ
唐土ニ類ヲ以テ
題ス
仮名ハ

紀貫之　紀を中興の祖とす

上代流

定家流

京極黄門定家卿の筆蹟なり

為家流

青蓮院尊圓親王　伏見院の皇子なり　南院

開祖僧正遍照　道風以来代々筆にすぐれ　ちんぼく

る者親王特に傑出　ちんぼく

尊應親王　尊能親王　尊朝親王　尊純親王

おのゝ書道院代々皆甚一流あり

近衛流

近衛関白信基公　一名信浦　又信尹　號三藐院大山

其頃京都三筆と称ス　大山公　光悦　昭乗なり

光悦流

本阿弥光悦　光悦始て蒔絵の拳の

世に伝へ　世人板金伝頂ヲ勝望の宅地なり

称名を書　し光悦用ゆ云丹波流



行成

三蹟

聖賢蹟

世尊寺流

行成——行経——伊房——定實——定信——伊行

伊経——行能——経朝　世尊寺家

遣隋使帝

小野道風

弘法大師

弘法流の流れなり　高野代々継ぐ

弘法大師

橘逸勢

小野道風

参議佐理

大納言行成

菅家

なり爰より大虚菴を建る光悦死後ハ所々葬これ
より光悦寺と云ふ日蓮宗なり

滝本流

八幡流本坊松花堂式部卿昭乗の筆
渋なり又画図を善ス

堺の流

夢菴牡丹花肖柏筆蹟し宗列堺に住ス

志津流

京住ス本志津ハ筆蹟し寛文延宝の頃の人。

加茂の社家薄太甲斐の一人し甲斐ハ歌雙に能筆なり

洛外通村流二楽流名類流宗紙流宗猛流信門流松流
本因流玉置流僧悦山僧心悦洛の荒木是水。紅葉雲州
君井休哲。誓願寺の僧也ス長傳の道栄。松坂井出正水
東都一品公辯宮遠山北湖。深草の慎。加多家宰相兼伝ス本
玄龍石川柏山現ハ岡林仙細井廣澤京井得水僧東湖



伯耆大山寺の沙門書記泉能筆多く出ル

○畫圖

姓氏源云二十二代雄略帝の時男龍と云人畫ル善ス
日本紀云三十二代崇峻帝元年百濟国より畫
工白如しるしの始

巨勢金岡八中納言巨勢野足の子本朝の名画なり
清和陽成光孝宇多醍醐の五帝よつて大納言
より巨勢宸殿賢聖の障子を今国始て畫

僧明兆吉山と号東福寺大道和尚の法弟子し
兆爰司と云清原の人なり東福寺の涅槃像を圖
横二丈六尺竪三丈九尺し昔の下る嘉永十五年六月日
明兆号筆と云

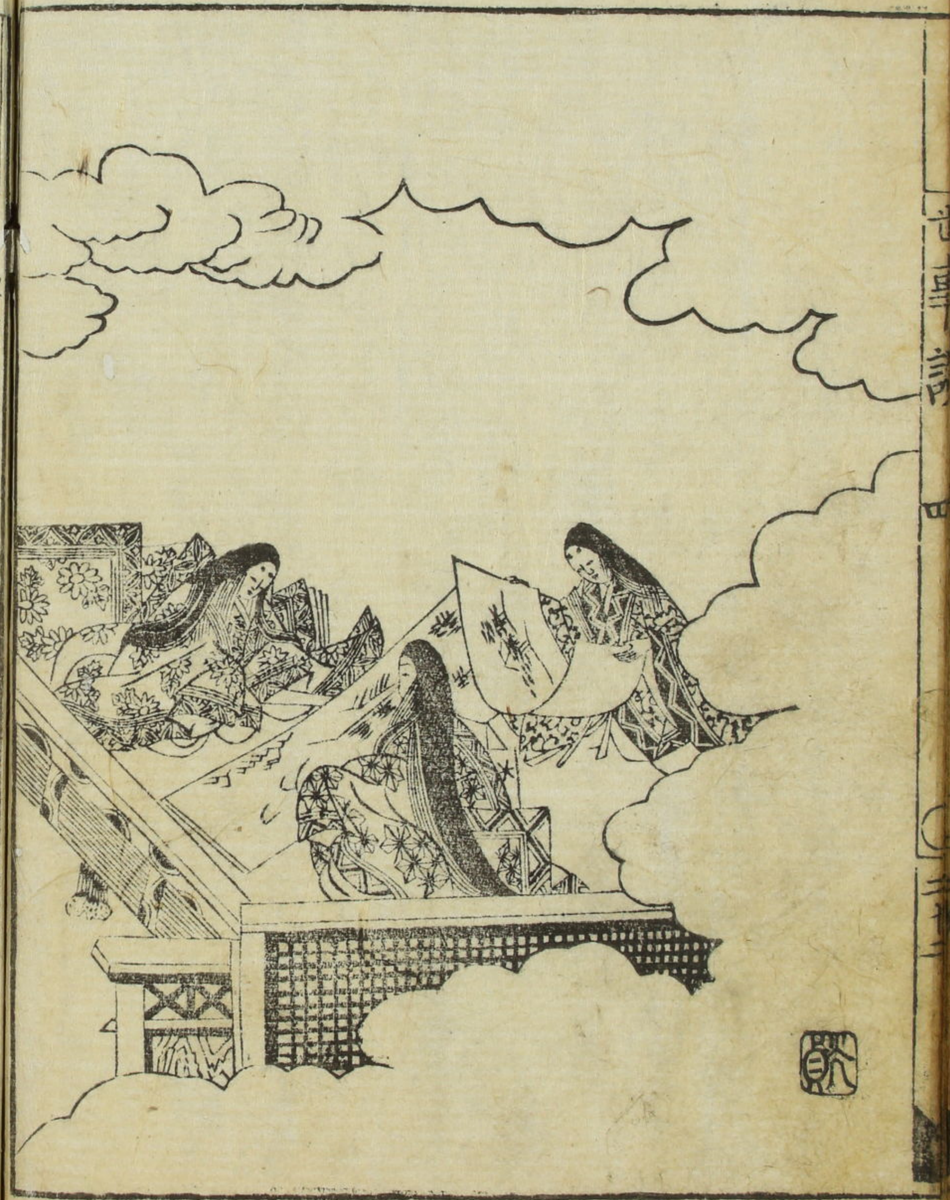

土佐流

土佐光信ハ義房氏ノ末裔代々土佐ノ官ヲ任ズ故ヲ以テ土佐ヲ姓トス

藤原経隆　土佐守従五位下　御繪所之元祖

光重　越前守　明徳元年爲繪所

行光　越前守　延文六年爲繪所

廣周　土佐守兼弾正忠　永享十一年爲繪所

光信　右近將監　任刑部大輔　四品　爲繪所　倭畫ニヲイテハ此人ヲ以テ妙トス亦連哥ノ達人

光茂　右近將監　任刑ア大輔　兼土佐守正五位下

和州當麻寺中將姫ノ縁起ヲ画ノ風情有餘其規矩ヲ世ニ又土佐光益　土佐經光　土佐刑部　皆畫ケリ

僧周文　春屠と号す　相国寺の僧なり　如拙に学ぶ
して名画なり　雪舟宗丹に学ぶ
僧徽舟　和尚　妙澤和尚　古信に夢窓国師の法嗣
なり　絵よ能く渓を

啓書記　祥啓と云　孫会建長寺の僧　下野の人云

雪舟流

僧雪舟　諱は等楊　備渓府　禾山主
とも　徹中　赤淵の産　小田氏の人なり中華相国寺
にあり　画は如拙　周文に学ぶ　寛正年中に
大明に渡り　四明天童に登り　赤一座と大明
の君臣とともに甚美を極せり　浴ノ八十村路通ノ云
渡唐天神の霊像は雪舟入明の
時明帝　雪のつくれる舟を夢むいづくの舟とも

弘法より日本の舟なりと者ノ而後雪舟明朝
その名帝の夢に比して大きに感ぜ又明の画師
仙仲化　孫詩とも云　雪舟に問ふ云日本に菅丞相
とは人ありや　舟答て日本の聖なり　なんぞ此
名を問　化答て吾失策　雪中に一枝の梅を折る
為に甚だ甚だ　人鮮　常常に敬して　舟中に画を書て
甚像を雪舟摸し　その舟を画を明朝に
仙仲化　その像を示す　日本朝　拾遺抄
渡唐の神像は　菅神唐渡りなり
はあらざれと　菅神唐渡りの
ありと云　かの仙仲化　示の像　略通正拾遺　并之

宗丹流　小栗宗丹

中年より相國寺に入て僧となる宗丹上座と称する
晩年に及んで大徳寺に住す二十時自牧と号す
小栗宗丹は宗丹のまなし後相國寺に入て僧と
家乃畫　狩野大炊助正信は相列小田原の人にして狩野
氏なり近侍して画図文
の事をなしては道の妙を
命じ常に書しむ
未詳世ぐれどその孫を表儀人なり後雪舟
有より論ずる所系列堺の津に居て甚奈良
多の屏風あり雪舟おもむきを受て学たりける者皮
小栗宗丹より伝人の画ならんの主の日元は

将軍家の画指野大炊助と云人の画をし雪舟来て
論じて曰金殿の画宗丹に命じる功績なくして死
甚惜くの功者なくこの旨奇なり狩野氏の子近臣乃
中にあり云公乃日有来の所のまゝ則命じて書
つゝむ甚筆法宗丹をあざむく一子元信後に
至て天下画工比長して法眼の位を叙
元信に正信の長子し云雙の姉婿にして遂に一家
を記し法眼なる子也信又法眼たるよりて
古法眼と称して狩野の宗とする所まてし この
元信の画まて不神妙にして和漢古今比類なし
その世にのこれる多大唐の遠に鄭澤を比べ
日本五百年来此品のある事をいまる用ひと云

大職冠十二代二階堂遠江守爲惠裔

藤原正信 大炊助 剃髮ノ祐勢 又友清ニ作ル

法眼

義政公近習ノ侍

元信 雅名ハ四郎二郎 始大炊助 任越前守 祝髮永仙

法眼 称古法眼ト 古今ノ名画ナリ

義政公近習ノ士也 後上京ニ住ス其所ヲ今狩野

中興狩野家ノ祖トス 辻子ト云

永祿二巳未十月卒ス年八十三

吉信 雅樂助 印ニ輔隱ノ字アリ

祐雪 先テ父卒

季賴 治部少輔 先テ父ニ卒ス

眞笑 治部少輔

直信 民部 号松栄 三男ナレトモ惣領トス

法眼

天正年中ニ卒 歳八十

永德 源四郎

法眼

秀吉公ノ時聚樂大坂二城ノ大殿金壁二畫ク

元信存生ノ内ニ敎シム又タクヒナク神品ト云カ

天正六庚寅九月先テ父ニ卒ス年四十八

光信 右京進

治相国寺法堂天井蟠龍画

慶長七ニ卒 年四十三

孝信 法眼 右近將監

洛東南禪寺法堂天井蟠龍

洛泉涌寺ノ賢聖ヲ画

宗秀

宗也

休伯

當時狩野家續レ之

永真　法服より至　右京牧心都　安信と云　孝信の子
法眼弟　孝の天井　蟠龍を画く
探幽　法印より至　宗甘　守信と云　孝信子
羅山文集に云寛永七唐平仲即位の書あり兩使より
従ひ禁庭より入甚儀式を窮ひ畫工狩野守信に
命じ圖せしむ　山中堂の天井の天人探信探雪
探雪等の父なり　東叡山
画くべし　山中堂の十六羅漢　永叔探信探雪の三男なり
主馬　自適斎　尚信と云　孝信の子探幽の才
是まで名画なり　養朴の父し　養朴は法印より至右近又
青自斎　古川常信と云　法眼如川周信隨川岑信の
父なり　今古信郡信の祖父



永叔　法眼より至　右京時信の子永真の孫し
東叡山中堂の蟠龍を画く
狩野家は松家真信より技業第一法家なり
春雪信と云　大学氏信　休山清信　休碩友信等の外甚
多し　羽給　信正光敏の書
古大臣高明公の孫なり天台の座主又三井寺の長史
一説に信一世孫の京正田金眼　姓よりこれを
僧秋月　諱は等觀と云　薩摩の天寺の住し信と
なり直に雪舟を師とし

紙何流 宗之叔の童朋し法橋に進し業に者の名誉の人し真紙しと云圓文の末孫なり

筆云何流 真紙の孫し志筆と云絵を能く法橋に進

相阿流 志紙の孫し志相と云絵を能く法橋に進

僧雪村 禅い圓徳又鶴船翁と云作の一族にて

常列 郡嶽の村田の人し雪舟の末流を志てひく

師牛の絵を能く式、云雪舟画色とあり雪村東撰

ゆえ求画を合せて出書絵を入て師牛し絵

曽我流

蛇足い載前の人武士し圓文を師とした

一休和尚し師檀の縁ありよりて大徳寺妙蕃庵

の方丈より画を志孫庵い一休開基ゆえ

代々書を善に当我の紹叔い絵畜し

曽我蛇足――宗丈――紹仙

宗誉――紹祥――今紹叔此畜ナリ

長谷川流

長谷川等伯い能列の人し始い久六と云

雪舟五代と云

松花堂流

八幡滝本坊服来の画なり

又平と云人書はじめし土佐信の孫

大津絵

みちの人大谷池の郷を画く追分絵と云

漆画絵

江戸菱川吉兵衛と云人書はじめし後

古山彩九郎 此流を学ぶ現在い懐月堂奥村正信ホ

なり足を京都に出て絵と云

一の蝶流　英一蝶い一流を書て酒茅の亜へし始ハ
閑古と云狩野永徳の弟子なり
光琳絵　京尾形光琳ハ宗達の一流を書まつ
衣類英ハ　おのよ近年ハ専書
おつく絵　女画艶ハ六七歳のころより天性うまく絵
に能て習ひとして淳ら手跡すこ亞く能筆し
始ハ宋家の模ひ　今増上寺門前の絵を現在し
頃年女画工ハ名なり
紅絵　浅草門前朋町　和泉屋作兵衛と云者初め
のうち専絵像を絵を紅彩色して京師の
書を賣　初童の彩ひして京師大阪江戸ハ
又江戸一の者と称て江戸絵と云

巻之四終

# 本朝世事談綺巻之五目録

信州埴科郡中之条村新田村

## ○人事門


先生　藪醫　人參功能
苗字　佛工　蒔繪
普請　大工左官　尾工
大系女郎祥来　道中馬駕賃事　泡盛金佛
奔鳩躍　傾城　上頭
星歸　勝山　髮結床
月代　髮結床　辰松風
果和　觀世絵　太平記讀
　　岡十郎丈

○雜

支門　辻占　田圃　假山　東ノ高潮　長濱港　水車　雜役馬　擴貝和　擬迷藏　一石云事　百万遍

席鴻立　一星濱　本曽路　紀臺茅　同屋　輿擕　元與書　四十二ノ厄　冠　茶湯　線香

人字　訓　笈摺　子生月數

# 本朝世事談綺卷之五

菊岡沾凉述

## 人事

### ○先生

礼記曲礼註云先生儀制ありて人の師たるを称して師と云父兄のごとく故に先生と云ことなり師は父兄なり物知りの人をも先生とよんでこれを尊ぶ

### ○鼓腎

世俗未熟の醫を鼓腎と云本草野巫醫多く藥効なきまゝ咬ひ搾ひをかけて病を療する

醫なり兼ねの醫なるかぎりなし

○人參功能

人參の功いにしへより聞くこと世にあるとかの寶文定宝乃
ころ數京通去とよく良醫朝鮮人參の功能を考究大感
信ぜられを賜ひ根人の參戒勅なる事なれ世
る而後曲直瀬道三是より大功ある事を深くあるその頃い
室町住都座孫八方にくまなく求むそのち流布家和
すべき所にあるて人參屋立つそれ今の屋山形屋なり

○苗字

延文應安の頃室町殿時代なる謙倉時代なるいそれ
くの名苗の式、形狀乃石成さして後又稱二蒲田の
在所を云て姓を名とした太平記の頃よりあるなり

住ずるに依て細川ありしひて名ものとなるなり

○佛工

孝謙佛師の祖い康高とらへなり光孝帝の商人
元信より後京の清水孝の別當となる佛師の始
佛師綱位い定朝よりはじまる

光孝天皇——是忠親王——英秋王

康行 日向守

康高 清水寺別當

康助 京佛師ノ祖

定朝 南都佛師ノ祖 叙法橋 是佛工綱位ノ始

定朝牛六位を運慶と云その孫慶父子ともに日本
佛師の始なり京大佛師 左京い康助の嫡子
なるこの佛師い皆康助定朝の傳流なり又左京流
孫金佛師あるいは流い別なるよ

○蒔繪

蒔繪は高倉院の時代偶あるともその記事を見ずして上古の事跡に考へ今の絵師あしきものの数の頃の蒔絵を時代物と称して幸の深事あるを奈良所蔵菱田校尉の深沢を称とす

○書譜

敬を道るを書といふ法門の語なり書絵人を指す甚だ力を得て事をなすに如かず

敕撰清規云普譜之法蓋上上均力也分附堂司行者報衆掛普譜牌乃用小斤紙書貼牌上

○大工左官

飛弾の内匠とよを世俗一人と云ふ飛弾の大工ハ内匠なり飛弾の内匠なる古いはゆる大工なり

墻匠ハ大工と云ふ宮室の造営より解て何の官か墻匠を巧墻の名ありしかとも左官と云ひなるべし曾祢全書墻匠東京夢華録に墻者

○尾工

尾ハ崇峻帝の時より始まる事云々

愚編 江戸砂子に本所法恵寺又尾上巴の紋を作ハ祖の孫し巴ハ水の巻状なり湯なり蜀ハ水の巴ハ水波風なり巴ハ水波風なり巴の紋の由なり古文字の巴ハ蜀なり蜀ハ巴蜀と云

殿の屏風に書し正親町殿に巴いみ城ごとの
ふるまひよりつかせ給ふ所の六角なるまみを
ふるる天井鴨居鴨居蛙朕をとうるかの絵をする
堂塔より龍雲水を畫もかの理し出て火難
を避るの祈禱をし

○大原女脚絆を着よ合事

平相国の女建礼門院四位の局侍。ふるの事を書て多の
ぎとも行ものとひらく人官女なれど御使をと
く事をきこしめしたるよりあて合せ給ふ
今ふ事の事女。ひとの臈めて合せる事ひ送風し
舊源い事生の事先源と云僧なる草葉なり

ゆかるる世義善薩左のうの
ひとのけて行波四位の像あり女院の御廟なること
乃歌 那一のほとりよ苔むしるる塔あり

左京大夫
右大京女

職人尽歌合

一世界のよきをのえの中に小京女あるもとそ今の月

○道中馬駕籠事

相国の慶長の頃京大津の辺。ひ神名よ茶屋あり
奴茶屋とよひ出えて東織田家の下部なりしが
ひとよ俗して世をそのこころいけあり廣野
みて此茶店のこなりはとがい武士よりへ遊風
あり弓矢なしの名具をかぶり。途中よ徳朱乃
統人を人置まして行などせしなりよりて京

大津のる士賀郡どと渠が斬よ休む。此奴中あを
して双方道の遠近をとう荷物の軽重にたる
ぶ多国を云渡しさせて馬仆興の世話とする
事。羊あり馬士賀郡の儀よろしく快せなる
てあるようまぐひ渡りよりこう今ひ来ほうんなり
その奴茶屋今よりあつく芸具をかぐる

○泡斎念仏

葛西の土人証太郎よ雑をまぐえて躍念仏を
江戸の大名より個にそを葛西と念仏と云泡斎と
ゆうい寛永のころ泡斎とて物の法師あり
所々を奔るるうん屋あつ乳遠よ泡斎よと
やせう今ひく云るあり乳遠の名国となる

泡斎をもて躍念仏を始しむ。この葛西念仏が躍るを不一物
方人数あり方へとるあり泡をうるうんをよ一人へ
尻をふりてをのびもりまるくくんくくしてまぐあるる物
まるくまるよりよりまぐよりくくく

○傾城

抱女をとりて傾城とい寶文のこゝろなり

むかしの人は抱女いとゝ口神偉水の紅色あるを紅

のうて無紅よりまさるの女。淫女かゝくのごとし

武人の云平家の紅海ゆゑ亡し時官女又女なく

下の関。門司。赤間の濱ゆゑ世ゝの出業

をきゝたれば人の抱ひとりのみなりて遊女抱女とい

よりて比濱くゝよい今よ抱女。特よ美し又大城の

虎。貴賤人の愛寵。池田の湯谷のゝ人の出女の新し

傾城抱女よりゝ屋てその女をいり勝仙編

哲夫成城哲婦傾城婦有長舌惟厲階乱い

女乃棄市なるをいまもめ乃又漢の李延年が

武帝の前めして記て第げる歌よ云小方よ
佳人あり絶世うて独立一こも顧て人の城を傾
再び顧て人の国を傾く（下略）
巨物なる者ゞ姉しと名付て いひなりうせしものし

○ 上頭

婦女うつくしくて家を人よりもるを水上と云俗あらよ
商人の荷物を、船うつ。そうあて商人を
あらとしいよ絶一妓女の色を衒うをを
いへ 委叢談に日女子頭上と
いよ礼よ作婚して并まとある日本に女子の
源氏うのひて髪を家よりもと業をもひ
まなうれうもうあうせていへるもの

○ 里帰

婚姻の三日あるて新婦父母の家よ帰るけ礼唐よ
もあう五雑俎に漢代の礼い二月よ男女舎し婚姻
をうあ五月五日よ新の礼い二月の後女婚国うて父母の
帰寧うと大明の礼を回教と云けれを日本にもあるをん
ひうを回教と云けれを日本にもあるをん
うの世よ

○ 勝山

女の髪よけ結ゆうあう元禄の頃吉原巴屋の遊女
うと女ゆひうあ
浅田の石の女けを都ゆ又浅田と云ふ
けあうとうへ洋なうれまへよ

○辰松風

男女の髪のゆひやう時世くるしくよりあ
ゆなりうゑ風くしみもそのほ風あり濃口辰松風
とそこ又結をあとくしく髪。月代のうのくうへ
たくあげ。曲の方をそ風とそる風あり辰松風飛ひ
あれじあをのくよ曲の方結の中へ今乱せるあ髪をそる
ゆし風濃口辰松風ありそうあて業をなさ者も
うあそ曲をぬめり。うあけて常の髪もそるくんも
なるよ中てそうあ濃よゆひる髪んぐみうそて
うある濃年早陽の中髪をあるあをとをよのむ

○月代

月代を剃中ハ髪金小柔執権の濃の記 相傳ノ泰時ノ頃

その昔ハ中ノ尊早皆惣髪にして髪ハ
うしろ山海經ニ曰東海ニ有黒歯國其俗婦人
歯悉黒漆是日本の中し貴賤一流みして
ひ家と世ちの者ハ男の歯を除る
中を禁ぜらるる者ハ乳養ぜして歯ハ痛
しかりけりて月代を剃ることなり又髪金
時代い髪を抜しし信長公の時より剃ハ
梅ノ髪をぬくしこ云ハ額の中なりし剃ハ
眉剃して神ハ空后ノ始るとあり眉剃ハ貴人
乃眉を剃具ぬてちのこそれを信長の時ノ
大きくして今の剃かなるへし
堂上方の元服ニ云ハ眉を剃ぬし本朝上代ハ

塩八今堂上方よりこゝ所の側の床なり陸奥國乃細

○髮結床

江戸にくの如く大高れ場六所の番所より移りて所々

明盡もまたなりしこゝ法高札の番所より移りて所々

をかゝる所謂六ヶ所ハ日本橋常盤橋筋遠橋濱平橋

銀町芝牛町あり

○太平記讀

江戸ハ其外の諸侯ハ家臣の内に能く書を讀ものを

撰ミ出して太平記を讀ませ聞ハ理を扱とゝ大手元の

御書を讀ませ聞ハ理を扱とゝ又ハ赤松青龍軒とゝ云

明町より芝居を出かゝ人京昌元とゝ云ふて軍法を傳ゝ

京都ハ其外永陽とゝ云ふ世の高理を扱とゝ書

寛永のころ北國より法花法印日勝とゝ僧名和伯耆ゝ

長華ゝ孫より出ゝ人ゝとゝ作りて千後大全綱目

ゝと出ゝ参考太平記を繙中よりとる

○柔和

近世大明の陳元贇とゝ人ゝ麻布

國正寺より寓ゝの頃碑目浦安浦高麗

とゝ云ふ人の浪人にて、かの寺の

大明より人を捕ゝ術あるゝ元贇ハ

ありさ海ハ元ゝとゝ云ふ元贇ハ

元和三年にておの〳〵術を

○觀世縒

文明のころ觀世阿弥式三番の翁八爲惣の題緒

紙縒をおもて用ひはじめしこの頃今。余の種の事ハ
義の為用ゐしの緒ハ組織紙をもちゆるといへとも敷
屋ハ古実を失ひ紙縒を用ゐしかの為ていを
合紙縒といへるなり

○ 國十郎艾

元祿のはじめ神田紺屋町若根屋長兵衛といふ者若根の
湯屋に晒と称して切艾を賣ひ艾の印り
三ツ角に波を付るを市川國十郎といふ芝居役者の紋し
切艾の賣ひ始めしとて江戸中に流布ひ世に傚ふて
切艾の賣ひ庄兵衛の印を換してかのく二蘭の紋を
付て三井越後屋市川團十郎に某なるを付ておとを書
國十郎の始めあるべし

# 雜事

## ○ 麻鳥立

旅立前の日阿須波明神を祭り祓幣を捧げ
少へなり祓をして 神酒備餅を以旅の安全を祈る
庚申のあるその神ハ小栗しおんたんまるの
此神へ市饌を供ゆてその旅ハ居る者能ハ
おそとしし世俗新膳として居るも此遠所なり
あるその神い竈の神し俗ハ竈神といふ元一天の
災物ハ五行の俗りとするもの竈ハ人間の
身命を今ハ竈の神なり水火土金水ひとし
欠るべからざるの神なり

○辻占

衆列堺より東 彼地なり 彼地より市の町 湯屋の町と云ふ
の大小路の辻を占の辻とゝなへ ひふハ 摂泉乃境目南北の分地
なり 古へ安倍清明此所を過きて後世のたゝふと占の
書を推めたりと いふ伝へ辻より西へ 吉凶を占ふ事なり
なり 也辻占の起源みして 尋く伝ふ比事をなり

○假山

日本紀に推古帝の御宇百濟國の化人 路子工といふ
もの来りしに 帝 胡籙を作らしめ 須彌流 四仏流
の二流あり 天龍寺の開祖夢窓國師 小石を喜ぐく
天地 その妙あり 也須彌流 天竜寺 臨泉寺 西芳寺
乃假山 ゝ 石師の作し 大徳寺の大方丈 龍泉寺の

假山 東福寺の壹朋真相の作 也無の名人
なり 龍安寺の要石 細川勝元の作 云

○一里塚

正親町院 天正年中 一里の行程を定め 地の平
六尺高を表して三十六町を一里とし 法ふ上一里塚
なつくり むねをつき 松板をもつて 信長公
より 作の木をうへ しかして 楼を建
よりの木 西の木 東の木 南なりと云 上古の一里ハ法
定らず 一町 ゝ あるいハ五町 ゝ 里 ゝ 里まて
一里とし 一里の後 しかれども 大概六町を一歩六尺
一反六百 一所 六十間 一里 六百間 して 郷数六
を伸て今の三十六所し 奥列より 西なりて人

六町一里乃ふあるこの鎌倉の七里ヶ濱八十二町
あるこれ六町一里の割しつまり今云元京都主
元日の奏賀大極殿より鳥羽の作り道よりこの
十里余あり是今の一里し

○田圃

孝徳帝の二年より初て戸籍并班田收授の法を
作る田長三十歩廣さ十二歩これを反とし一歩六尺
なり中古の法い六尺五寸なれ一歩とし今云京間なり
天正年中に改りて復六尺の古法となるなり

○東海道高潮

賀茂の長堤無多よりいい慶長十六年に角倉了以始
て築き

○水曽洛

和漢三才圖會云天勝寺の和泉平中よ水曽洛を
写し始い往蘇道と云天漢の河の間し今俗漢よ屬ス
行基菩薩法國を巡り此土記とれる日本の
圖も此得よ河まる

○漂杭

漂標の如くに標い立てあり
延喜式巻廿辛云九難波津頭海中立漂標
若有舊標折搜求抜去ト云難波よ立ル所如し
新製國史よ云難波江よ始て漂標を建ト云
後撰 大江玉淵女
難波江の澪標をあ一ふ人のみを尋ぬるかな
拾遺 元良親王
難波なる澪標の如くに人目もるかな

○長崎港

異國の商船上古い無前の港多よ元二百年以来い
国防式い其後の府ニ成津肥前の平戸よ
つくり元亀年中肥前の長崎一ケ所よ移るし
始い深江の港よりし大坂より海上九百四十八里

○仙臺米

奥州米江戸入津の始い寛永九年なり其年
おくに米江戸入津の始い寛永九年なり其年
○大名行列

信長公の時明智日向守光秀て
人数を率め行列を拵
行列おりし常い国入後之の時
行列おりて行くし

○水車

天長六年大和国良岳安万呂の事を作りしあ[illegible]葉の賞とし給ふ本朝のはじめ安万呂は極民部の[illegible]子源和幸の法を習ひ始めて良峯の姓を賜はる書を[illegible]書を[illegible]書楽を解と[illegible]才達[illegible]の人し[illegible]流れ[illegible]なるせ給ひ沼[illegible]の[illegible]の[illegible]て入せ給ふ[illegible]大井川の水を引せ給ふ[illegible]の土民[illegible]水車を作らせ給ふ[illegible]めて[illegible]其後[illegible]の[illegible]人をめして[illegible]じ[illegible]ぐ[illegible]し水[illegible]よりは[illegible]ひ[illegible]ぐ[illegible]ぐ[illegible]ぐ

雜役の牛とあり犯牛いと来車に用ひす雜事役をする
ゆえなりとあり世人雜役といへと馬よりて牛よいとす

○輿　擇

後鳥羽院文治三年建仁寺の栄西和尚宋へ渡
建久二年より勝る禪法を弘め建仁二年に治建仁寺を
ゝる大枝を上るより栄西人まいりて我ゝ為
てしきあぐ〳〵しとしも
栄西に賜号千光國師と云建仁寺の開祖なり

○僧都

伽中國湯〳〵寺の天寶僧都民家奴より毎し田み
りて為を為して民の苦しを
くよみて為とあるに農具のなりに

○小呪

世信婦人冷なるを小呪とあり江湖集に云ふ肩
を佐と業ふい童女の未嫁せざる者年齢合
ゝる成求て出家を用ひ一鉢より洗浴
洗業を洗ふ入るを屠蘇名外業の女官
洗浴をもて業をむ都方小呪
より称る少人なり沢より沸盥
業の沢より体を又陪膳よりて上へ佐をとし
よりてはあるいなを小呪と云ふなるはする

○擇　具和　艶

毛英垂佐こ英とあり秋一名晩名又野金と
ゝ大さ毛色龍に蔵に閑翔して

脚あり山を浸し墨となり収まい足のごとく
編福に似ち面白く鞭あり尾七八寸ばかりよく
果実を食ひ人を見ては逃る嵐のごとく
昼は深くかくれて居る夜分の人の炬火
を翫ぶごとくして消その炬火をふくうつを吹嘘
なるとへこれをあたる本草にいふの雷嵐く
土人山を崩すごとくんぐと号小児を怖の
おとしめるなり

○元興寺

大和出考云元興寺の鎮護鬼あり
あるいは鎮護者をもて道場法師とも
本国は尾州海部郡の人なりて十四歳のとき



かつてよく僧の義をうけ元興寺の僧を師とし仕ふ
ひ童子ある夜鎮護鬼を捕へて鬼と力をあらそ暁
まで鬼退散ん[illegible]童子鬼の髻を掴る剃
おろして皮完あり童子ハ法師道場法師とつかへて
今小児を驚恐の行とする

○鄙蕎

寛文十二年の春大坂道頓堀に異形の人を見て甚貌
醜きてすくみ[illegible]眼[illegible]
あり顕猿のごとし荘子にいふの支離疏の類ひ
なるべし京師東寺の乞居をなす人
[illegible]

○提速藏

小児のたつしるしとして目を巾にて孔をあけ
日本にて七八十年来の天子の印紐ひもあり
致虚雜組に日唐のそうふと楊貴妃頃の
おのて錦の帽とふて目をつく甚百方文どうりて
丞よりお提つるをあつひ重宝を拵る事
無きもんと揚貴妃その艶うつくしき上頃より
意をくしうるうるうるうるうる満宮の人皆目を拭く大きく
うるうる是を提速藏と云日本のめかしし

○四十二厄

本伝ようくなる事し四二とて文字のひきる
よりていむ事にて又男子四十一歳乳わるる
少陽の数をひくこれをあらしめ少
八歳より血乳さそあり十六歳にて精血
くくしくくしくくしく

○一石ノ米

後醍醐帝延元年中に解脱を作りし解脱十斗なり石をさげて寺をたてゝ一石

○茶湯

世俗佛に茶を供ずるを茶湯といひて一物なり元亨元年二物にして茶い茶。湯い蜜湯の事なり又茶湯と云い茶粉沃盥を畫のおを湯に浮めて佛を浴と云祥なり

○笈摺

元仰禮なり俗古い父母の菩提のため裏彼の角に部を大日を紅せる事人裏彼を浴陽の縁に裏の紅ひて今の紅さる人の縁にてかゆづると云い禮のるを禮のるを

一説に用ゆ

○百万遍

後醍醐帝の元弘元年七月に疫病を治陽知恩寺分八世空圓善河上人に勅して尼部を敷へきの仏法を勤しむ千時善河金法を御泡の号百万遍称念時に應して男女嬉なりしに陳の人民を陳を陳うその河天子より弘法大所の利剣の名号を賜

今ハ至テ百万遍の勅宣ヲ以て疫疫流行国土
文安二年内宇寛正二年内四年上御門院崩御
一天下疫疫流行の時勅ありて百万遍行なはる
異感尚多し

○線香

寛文比丘尼一官と云者福別ヶ
ヶ一官と号国姓爺に倡福建ヶ
至後又名倭人名
者昇座之時便爲我等焼香供
類是ノ経世尊時ニ香炬於一念頃上昇
虚空ニ即チ至我等諸天宮殿矣
焼香清潔の事

疫病ある時

家勝王経曰請説法

○人字訓

人と云ハ一ツの下脚ハ天地人の三才の加護ヲあらはす
日ハ中ハ人の義日ハ精霊なる故人の神魂
ふ大気ヲ属ス日の字ハ一の字の中ニ一の字
人ハ天地の霊ニ日輪の徳ヲそなへ人ハ一
副ハ大と一大ヲ一ヲ深く天と人と地と二物
ハ天地同一体なり風ハ天地人ヲ
ハ人ハ万物ヲ所生ス
中ニ人ハ謂天高謂地厚と云ハ人ハ天
地の尊ヲ降ハ人の道ヲ白波清

ハ人ハ諸天来ル三才の加護ヲあらはす
ハ人ハ焼香ヲ

○人字訓　大論見

人ハ万物ヲ所生ス
人ハ天地の霊ニ
人ハ天地と二物
ハ天地人ヲ
中ニ人ハ謂天高謂地厚
地の尊ヲ降ハ人の道ヲ白波清

[illegible]久米田賀朝[illegible]執筆

謂天高踏

天高一[illegible]石合の[illegible]　十篇

謂地廣蹟

廣きを使よりあやまるを是中田[illegible]叙　貞佐

天時不知地理

地理不知人和

人の和いとぐなる所の[illegible]

[illegible]ところの[illegible]廣[illegible]

[illegible]人の[illegible]より[illegible]紙書を[illegible]

信濃国埴科郡中条治良新田村

沼源

大尾

五之巻軸

## 后序

夫衡い權より始め車い輿[illegible]

溯[illegible]し權錘をその[illegible]代の量

用成元緒より[illegible]その輿に[illegible]

[illegible]車に畢り輪編蓋幹を得一切[illegible]

[illegible]物價万の中[illegible]

[illegible]童の[illegible]

# 東都神田誹林崔下治流著

享保十九甲寅天正月吉辰

江都書林　本町三丁目　西村源六
日本橋南一丁目　万屋清兵衛　合刻